

令和6年第2回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

令和6年3月7日

招集場所

野洲市役所議場

出席議員

1 番	村田 弘行	2 番	小菅 康子
3 番	田中 陽介	4 番	山本 剛
5 番	木下 伸一	6 番	津村 俊二
7 番	石川 恵美	8 番	服部 嘉雄
9 番	奥山文市郎	10 番	益川 教智
11 番	東郷 克己	12 番	山崎 敦志
13 番	山崎 有子	14 番	稲垣 誠亮
15 番	荒川 泰宏	16 番	橋 俊明
17 番	岩井智恵子	18 番	鈴木 市朗

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	栢木 進	副市長	佐野 博之
教育長	西村 健	病院事業管理者	前川 聡
政策調整部長	布施 篤志	総務部長兼 選挙管理委員会書記長	川尻 康治
市民部長	長尾 健治	市民部政策監 (文化スポーツ担当)	武内 了恵
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
市立野洲病院事務部長 (地域医療政策担当政策監)	駒井 文昭	都市建設部長	岡崎 慎一
環境経済部長	西村 拓巳	教育部長	馬野 明
政策調整部次長	小池 秀明	総務部次長	井狩 勝
総務課長	山本 定亮		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	遠藤 総一郎	事務局次長	辻 昭典
書記	荒川 貴之	書記	辻 義幸

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(山本 剛) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、タブレットに掲載の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長(山本 剛) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第16番、橋俊明議員、第17番、岩井智恵子議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(山本 剛) 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許可します。

市長。

○市長(栢木 進) 議員の皆様、おはようございます。

議長からお許しをいただきましたので、昨日の答弁の補足説明をさせていただきます。

昨日、鈴木議員からの立地適正化計画に関するご質問の中で、北部合同庁舎にあった市民活動支援センターを図書館に移したときの経緯、利用者の声などを市民部長からお答えさせていただきましたが、同センターはそもそも立地適正化計画の対象となる施設ではないので、この点、補足をさせていただきます。

なお、鈴木議員からのご質問の締めくくりに、私が新病院の整備場所を幾度か変更したことなどについて、ご発言がございました。この件に関しまして、ぜひともご理解いただ

きたいことは、私が方針転換いたしましたのは、あくまでも整備するための1つの手法である場所に関することであり、新しい市民病院を早く整備するという政策の根幹の部分につきましては、一度たりとも揺らぐことなく一貫してきたということでございます。

市長選挙時のマニフェストの中で示しました現地で半額程度で病院を整備するという件につきましては、野洲市長となり、大変遺憾ではありましたが、困難とされた委員会のご提言を真摯に受け止め、断念をいたしました。そして、駅前Bブロックにつきましては、確かに一旦はそこでやると表明いたしました。しかし、未定稿ではありましたが、その計画案を見て、駐車場の確保の問題など、この場所で本当に市民のための病院運営が持続的にできるのかと熟考した末にBブロックを断念し、現在の総合体育館の東側の市有地である温水プール跡地で進めたいことを表明いたしました。その後は市民懇談会や議会での熟議と決定を重ねていただき、今や病院事業管理者のもと、野洲市が1つになって、市民病院整備を進められるに至ったものと認識いたしております。

繰り返しになりますが、私は市長として、市民の願いである新しい野洲市民病院を早く造る、そのことは決してぶれずに進めてまいりました。それがゆえに、市民の皆様にも多大なご心配をおかけし、鈴木議員からもご批判いただいた場所の変更が複数回生じてしまったものと振り返っております。

改めまして、市議会議員の皆様には、議会で議決いただいた野洲市としての決定事項である令和8年度開院を目指して、市民病院の整備事業を進めていくという現在の計画に何とぞ一丸となってご支援をいただきますようお願い申し上げます。補足説明と鈴木議員のご発言に関する私の所見とさせていただきます。

○議長（山本 剛） それでは、一般質問の発言順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第6号、第2番、小菅康子議員。

○2番（小菅康子議員） 第2番、日本共産党、小菅康子です。

本日1番目の質問ということで、よろしく申し上げます。

私は3項目について質問をさせていただきます。

まず1問目に、防災計画について質問をします。

まず、元旦に起きました能登半島地震では、多くの方が亡くなられ、また今なお、安否

不明の方がおられ、多くの方が困難な避難生活を余儀なくされています。亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。また、湖南消防、市役所から現地支援に赴いていただきました皆様には、困難な状況の中で救援、支援活動に当たっていただきまして、感謝を申し上げます。

それでは、1点目に、野洲市の防災計画について質問をします。

能登半島地震では、死傷者が1,400名超、安否不明者7名、約1万1,600人の方が今なお避難所などの生活を余儀なくされています。過酷な環境の中で、災害関連死を防ぐための対策が急務となっています。滋賀県では、琵琶湖西岸断層帯などの活断層や南海トラフ地震が想定されており、地域や、また行政でも防災計画に基づいて、防災対策を行っていただいておりますが、今回の大地震から教訓、課題から改めて質問をさせていただきます。おとといの津村議員や東郷議員の質問と重なるところがありますが、よろしくお願ひします。

1問目です。

今回の地震は能登半島という地域的に防災対策が難しい地域であったと言われております。主要道路が寸断、ライフラインでは電気や水道断水、とりわけ、水道は自治体がほぼ丸ごと断水し、しかもその復旧に相当な時間を要し、深刻な影響を与えています。地震の場合は、他の災害と違い、自治体が丸ごと、全市民が被害を受けることを前提とした防災対策が必要かと思ひます。その点で、現在の防災計画はそのようなものになっているのかどうか、お聞きします。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、小菅議員の最初のご質問にお答えさせていただきます。

野洲市地域防災計画は、野洲市内で最も被害が大きいと想定される琵琶湖西岸断層帯南部を震源とする地震を計画想定規模とし、最大避難者数については4,843人を想定しています。大規模地震発生時には断水や主要道路の寸断など、様々な被害が考えられますが、市民の多くの方が被害を受けられることを想定した計画となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 全市民を対象にした防災計画であるということですが、問2番です。

今回の能登半島地震では、珠洲市ではほぼ全市が長期間断水を余儀なくされました。地震後の2か月がたった今なお、ほぼ全市が断水しています。南海トラフや琵琶湖西岸断層帯による地震が発生したら、全市が長期間断水を余儀なくされる可能性もあると思います。その意味では、避難所であろうと、自宅避難であっても、事実上、5万市民全員が避難者と同じ意味です。最悪の場合を想定した対策、計画が必要ですが、自ら備えることももちろんのことですが、現在の水と食料の備蓄はこれに対応できるのかどうか、まず現在の水、食料についての備蓄量と確保はどうなっているのか、お聞きします。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） それでは、小菅議員の2つ目の質問にお答えさせていただきます。

食料や保存水の備蓄は、現状では今年度中に購入する見込み分も含めて、目標備蓄数の約60%であることから、次年度以降に予算の範囲で優先的に購入を進める予定でございます。また、不足する物資につきましては、市の備蓄以外に災害応援協定先など、約20団体ございますが、からの流通備蓄を活用することにより、一定の対応も想定しており、併せて、市の防災マップにも掲載しておりますが、まずは市民の皆様のご自助といたしまして、食料、水、生活用品等において、市の支援が届くまでの間、目安として3日間分の必要な物資を備えていただくようお願いしているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 今、60%の備蓄量で、次年度、また予算のあれでさらに備蓄量を増やしていただくということだと思っておりますが、やはり防災計画では、先ほども言いましたが、全市、全市民を対象にした備蓄の確保が必要やと思います。そういう意味で、先ほどもおっしゃいましたが、野洲市では、他の自治体や、また民間企業などと災害応援協定を締結されていますが、この協定団体ですが、これの拡大、今、協定されている団体で十分確保できるのか、それとも、さらに拡大をすることが必要なのかどうか、お聞きします。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） おっしゃっているとおり、なかなか公助だけではうまくいかないこともございます。もちろん、いろんな各団体のほうから、こちらからお願いしたり、または向こう様のほうからこういうような提案をいただいたりしており、年々、応援協定

の団体数は増えております。内容につきましては、物資のみならず、避難所のパターンもありますし、いろんなパターンもあるんですけども、それにつきましては、可能な限り、民間の方々のご協力をいただきながらという考え方でおります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） ありがとうございます。

次、問3です。

次の問3の質問ですが、指定避難所の収容人数は最大何人なのかということをお聞きする質問でしたが、おとといの代表質問の答弁で、最大7, 200人と答弁がありましたので、それを踏まえてお聞きします。

先ほども言いましたように、最大被害が起きた場合、結果として、避難所に入れない市民、また入りたくても自宅にとどまらなければならないケースが発生することは十分予想されます。これは、今の能登半島地震でも多くの方が危ないと言われている自宅や車中、中には農業用ビニールハウスで避難生活を送っておられる方がいます。これは野洲市でも大規模地震の被害があれば、予想されることやと思いますが、今回の能登半島地震の教訓から、避難所、避難所以外の被災者に対する支援、今後、もう一つの柱として、今後充実しなければならないと思いますが、見解をお聞きします。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） おっしゃるとおりでございます。今までは全ての被災された方は、基本避難所という認識が多かったんですが、東北の地震でもそうですし、今回能登半島の地震でも、結構車の中で避難される方が多いということになっております。そこらにつきましては、当然、公助の力で、一定、近隣を巡回しながら皆様に、要は情報提供をしなければなりません。だから、自宅避難されている方であっても、車両避難されている方であっても、食料とか水とか、その他、例えば自衛隊が来てお風呂がありますよとか、そういう情報は一定当然提供する責務がございます。そこにつきましては、当然行政のほうでさせていただかなければなりません。具体的な手法等につきましては、確かにおっしゃっているように今後の検討課題かとは思いますが、当然想定外と言ったらいかんですが、最近想定外の災害が多うございますので、できる範囲でできるだけそういう想定外のやつを消していきたい、またいろんなものに対応できるようなプランニングをしていきたいという認識は持っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） ありがとうございます。よろしくお願いします。

次、問4です。

次に、指定避難所の具体的な問題についてお聞きします。現在、野洲市では35か所の指定避難所が指定をされていますが、これも今回の地震で改めて問題になったのが、高齢者や障がい者、女性、妊婦、病人などへの対応です。

以下、お聞きします。

大災害の場合、多くの方が避難する避難所は公共施設ですが、とりわけ多くの方が避難するのが小中学校の体育館です。35か所のうち、12か所は総合体育館を含めて、小中学校の体育館になると思います。しかし、これらの体育館には冷暖房が整備されていません。災害時だけでなく、猛暑対策として、全国的に冷暖房を整備する自治体が増えています。避難者が安心して避難できる環境として、体育館の冷暖房設備を早急に整える必要があると考えます。おとといの代表質問でもこの件に関して質問があり、これに対して市長から「検討していく。」という答弁でした。災害関連死を防ぐ意味でも早期の整備が必要と考えますが、改めて見解をお聞きします。

また、かねてより避難所では、段ボールベッドの必要性が言われています。冷たく、ほこりの舞う床は健康面、衛生面でも避けなければならないと思いますが、本市では企業と災害協定を組んでいただいています。最大どれだけの段ボールベッドを確保することができるのか、お聞きします。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） それでは、小菅議員の4点目のご質問にお答えさせていただきます。

市内の小中学校の体育館への冷暖房設備の設置については、避難所としての利用が想定されることから、空調設備の整備は必要と考えますが、整備には膨大な費用を伴うことから、引き続き国の支援を見据えた整備について検討してまいります。それまでの間につきましては、避難所開設の際には、市で保有する可搬型の空調設備を必要に応じて配備する予定でございます。

また、段ボールベッドにつきましては、災害の規模により必要数が変動することが予想されますが、非常時での確保については、災害応援協定を締結している業者の協力に対応

が可能と考えております。また、プライバシー確保や衛生面で一定の効果が期待できるテントについても、613張り備蓄しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再質問をさせていただきます。

今、体育館の冷暖房については、確かに大きな予算もかかるということですが、やはり、これは地震対策だけにかかわらず、昨今のこの猛暑対策としても本当に早急に取り組んでいただくべき課題だと思うのですが、国の支援というところを待つことなく、市としても重要課題として捉えていただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） おっしゃっているとおりでございます。当然、これは重要な課題と認識しておりまして、検討は引き続きしていきたいと思っております。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） では、問5です。

令和4年度に修正されました防災計画には、「避難所における女性の視点、また高齢者、障がい者、乳幼児等に配慮した指定避難所の設置と運営について対策を行う」とされています。規定はされていませんが、具体的に大規模災害の場合にはどのように行うのかということが見えてきません。

例えば、防災計画では、「女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする」とされていますが、実際はどうか。また、障がい者や高齢者などの対策も同様と思いますが、この点で、防災計画に一定の方針は書かれていますが、いざ大規模災害の場合、現在の対応マニュアルで避難所を開設するに当たり、実際、対応が可能なかどうか。やはり、シミュレーションをしていくことが重要だと思います。

昨日の答弁で、昨年、避難所運営の体験、訓練を行われたということをおっしゃっていましたが、これはこれで大事なことだと思いますが、例えば総合体育館で避難所を開設した場合、断水、停電の中、避難者の居住コーナーやトイレの設置場所、トイレ数、洗濯干し場、女性の観点からの更衣場所、また妊婦や障がい者への配慮などでは個室の確保など、これらが本当に可能なかどうか。避難所の配置についてシミュレーション、すなわち、

いざ発生したときに実際配置が可能なのかどうかを、事前に検証していくことが大事だと思います。また、付随して、生理用品や粉ミルクなどの乳幼児用品、介護用品の備蓄についても拡充する必要があると思いますが、見解をお聞きします。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） では、小菅議員のご質問にお答えさせていただきます。

避難所運営においても、妊婦の方や障がいを持った方等の要配慮者の方の立場に立つことが必要と考えております。たまたま体育館の話されましたが、避難所は体育館だけではございませんので、たくさんございますので、設置する避難所にもよりますが、市では、ホールのみならず、個室等も可能な範囲において確保するとともに、備蓄しているテントの活用を含めて、有効な配置に努めたいと思います。災害の種類とか避難所によって、当然シミュレーションは変わってきますので、また先般のようにコロナがはやっている時期とかそうでない時期も当然ありますので、それによって、テントとか部屋とかをいろいろ分けて考えなければなりませんので、ちょっと一概に今、このパターンはこうするというのは非常にお答えしづらいところがあります。やはり、そこは高度に柔軟性を保ちながら、臨機応変に対処するというのが一番肝要かと思っておりますので、ちょっと抽象的なご答弁となることをご理解ください。

併せて、先ほど議員もおっしゃられましたが、円滑な避難所運営のため、避難所運営に係る訓練ゲームであるHUGを市の総合防災訓練において実施するなど、職員を含めた避難所運営に関わる関係者に対する研修を実施していきます。

また、生理用品等の備蓄につきましては、現在生理用品については264パック、紙おむつは66パック、粉ミルクは800食分備蓄があり、今後も必要に応じて購入を進めていく予定でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再質問をさせていただきます。

確かに災害の形態によっては、いろんな避難所の運営の仕方が変わってくるというところでは理解をします。ですが、この防災計画の具体的推進に当たって、こういう防災計画や、また避難所の運営において、やはり女性の視点を入れるということは大事やと思っております。そのために防災関連部署に女性職員の比率を高めることが必要かと考えます。また、全国的には女性の防災リーダー育成という取り組みもされていると聞きます。市の対

応として、その点はどうなのか、お聞きします。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） 現在、危機管理課に配属されている正規職員は4名ございますが、2名は女性でございます。あと、自治会とかの研修とかには、当然女性の参加をいただけるとありがたいんですが、これは各自治会さんがお決めになられることでございますので、またそういう女性の団体から、もしそういうなんのいろんな研修とかのご希望がありましたら、可能な範囲でうちも対応したいと思っておりますので、当然、女性の視点、または障がいを持った方の視点、いろんな視点があると思いますので、そこを可能な範囲で、全て満たされるかどうかはちょっとお約束はできませんけれども、可能な範囲で対応していく、また災害時でございますので、最終的にはできても初期の段階では全て満たすことは正直、無理です。ですが、いずれは徐々にそういうふうにやっていくという考え方で、できるだけ皆様のニーズに応えたいという認識は持っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） では、次、6番目です。

福祉避難所についてお聞きします。現在、野洲市では福祉避難所を4か所設定しています。今回の地震で明らかになったことは、1点目に福祉避難所の建物が被災して、また断水、停電などで極めて困難な介護を強いられ、福祉避難所としての機能が果たせなかったことです。2点目に、とりわけ深刻な問題は、職員自身が被災者であり、このことにより、福祉避難所として指定されていた特別養護老人ホームでは職員の約4割が出勤できなくなりました。あるいは、大量の退職者が発生して、受入れができなくなりました。現在の防災計画では、こういう事態を想定した上での受入れ態勢となっているのかどうか、お聞きします。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） 地域防災計画においては、災害時に福祉事業所として機能を果たすことを目的に、一般避難所では生活が困難な方が福祉避難所に移動していただく旨を想定しております。このことから、福祉避難所として協定を結んでいる事業所と、その都度受入れ態勢について確認し、無理のない範囲での受入れを要請することになっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再質問をさせていただきます。

例えば、今回の能登半島では39か所が福祉避難所として指定されていましたが、実際受け入れることができたのが15か所でした。なぜなのかというのは、先ほども言いましたが、例えば、「ゆきわりそう」という特別養護老人ホームですが、職員120人のうち、実に80人が退職、また休暇をしたということで、深刻な職員不足となって、福祉避難所としての機能どころか、もともとの入所者の介護すら困難という例が見受けられます。このことは職員自身も被災者ですから、一定避けられないことであるとは思いますが、それだけに、平時から災害時の介護ボランティア登録制度や、また他の自治体との災害派遣協定などの体制が必要かと思いますが、見解をお聞きします。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） 全くおっしゃっているとおりだと思います。他の自治体との連携につきましては、もう既にいくつか結んでおります。ネットワーク協定というのを結んでいまして、これは近隣ではなくて、一定距離の離れた市町村と、この辺りでしたら、京都府八幡市とか三重県亀山市とか。近くですと、同じように被災してしまいますのでね。とか、他にもいろんないくつかの自治体レベルの連携の協定は結んでいるところでございます。

また、議員がご指摘いただきました部分につきましては、全くおっしゃっているとおりだと思いますので、今後の重要な課題だという認識は持っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） よろしく申し上げます。

では、7番です。

原発と地震についてお聞きします。東日本大震災では未曾有の原発事故が発生して、今なお、帰還困難地区があります。廃炉に向けて工事が行われていますが、全く見通せないのが現状です。

このような中で今回の能登半島地震です。志賀原発では震度5であったにもかかわらず、変圧器2台が損傷して、復旧に半年以上かかるとされています。電源は辛うじて別ルートから確保されましたが、もし電源喪失していたら、福島原発並みの大惨事になっていたかもしれません。不安が広がっています。改めて、原発の是非が問われています。野洲市は

福井県の原発から60キロ圏です。原発を廃止することが必要と考えますが、見解をお聞きします。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） 小菅議員の7点目のご質問にお答えさせていただきます。

原子力発電所の廃止につきましては、国のエネルギー政策に関わる事案であることから、市としては判断できかねます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 市民の命に関わる大きな問題ですから、そこは、やっぱりきちっと考えていただきたいとは思いますが、でも、この場ではここまでにします。

問8です。

志賀原発で大きな被害が予想されたわけですが、一たび原発で事故が起きたら、とんでもない被害が出ます。福井の原発で事故が起きたときに、特に若年者の甲状腺がんを防ぐために、安定ヨウ素剤の配備を求め、今年予算計上をされましたが、購入はもうされましたでしょうか。それと、配置場所は、「当初市役所に配置する。その後検討を」ということですが、現状をお聞きします。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） それでは、小菅議員の8点目のご質問にお答えさせていただきます。

安定ヨウ素剤につきましては、今年度、予算計上分の購入手続を進めているところであり、近日中に納入予定となっております。納品後は、市役所本庁舎内で保管し、対象災害時においては、服用対象となる市民等への迅速な配布を予定しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） あってはならないことですが、いざ事故が起きたときには一刻も早く服用することが大切です。この安定ヨウ素剤の服用は、時間がたつごとにもう効果がないと言われています。16時間以降ではその効果はほとんどないとされています。ですから、一刻も早く市民に配布する体制が必要と思いますが、全市民、全世帯に事前に配布しておくということが適切かと思いますが、その点はどうでしょうか。

○議長（山本 剛） 長尾市民部長。

○市民部長（長尾健治） おっしゃっているとおり、市民にということもありますが、これは年齢制限というのもございますので、40歳以上の人間には効果はございません。やっぱり、これ、賞味期限と言ったらいいいのか、要は期限もございます。そういうことから、個人様にその管理をお願いするというのは、現実的には非常に難しいのではないかという認識を持っております。そこで、実際にそのような災害が起きた場合は、集約して、避難されているところに行政のほうから数を言って、集約してお配りさせていただくほうが効率的だという認識は持っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 早く市民に配布できる方法を、また検討をよろしく願います。

災害は、特に地震はいつ襲ってくるかもしれません。平時の今こそ明らかになった課題、様々な課題、本当に限られた人員の中で大変だと思いますが、取り組んでいただくことを要望いたします。

次の質問に移らせていただきます。

国民健康保険税の全県統一化についてです。国が、それまで市町村ごとに分かれていた国保の財政を都道府県に集約する制度をスタートさせました。

滋賀県は国保料の統一化を目指して、いち早く医療費の水準を統一化して、収納率の統一化も令和3年度から進めています。その結果、平成30年度年11万247円が、令和5年度には12万4,498円に引き上げられました。これに対して、各市町では基金や繰越金を活用して、値上げを据置きされています。

しかし、県は令和6年度から9年度に保険料の統一化を行って、令和12年度には完全に統一化を行おうとしています。県が1月31日に示した第3期滋賀県国民健康保険運営方針では、令和6年度の本算定1人当たり保険料は、本市では13万3,319円で、前年度比で4,215円の増の値上げとなります。

市は、令和6年度については市民の負担を抑えるために、基金を活用して保険料の据置きを予定されており、そのご努力は評価をいたしますが、令和7年度には大幅な値上げを予定されています。今なお、物価高騰などの影響で市民の皆さんの暮らし、営業は本当に大変です。年金も物価高騰に追いつきません。こんなときに国保税の引き上げは、さらに暮らしを疲弊させるものであり、滞納者が増え、医療にかかれぬ人が出てくることを危

惧します。共産党地方議員団は去る1月19日に県と交渉を行って、県統一化に伴う標準保険料の値上げは、県の26億円の基金を使って引き下げ、少なくとも据置きを行うように求めました。

そこでお伺いします。そもそもこのような国保の県統一化について、どのような見解を持っておられるのかをお聞きします。

○議長（山本 剛） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司） 議員の皆さん、改めまして、おはようございます。

それでは、小菅議員の国民健康保険制度についての1点目のご質問にお答えをいたします。

国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く、医療費の水準が高い一方で、所得水準が低く、特に小規模な保険者においては高額な医療費が発生した場合に、保険税率への影響は避けられず、財政運営が不安定になるといった課題がございます。このことから、国民健康保険を都道府県単位とした広域での事業運営とすることにより、スケールメリットを生かして医療費水準を平準化し、保険税の変動を抑制して、国保財政を安定化するため、国が主導して平成30年度から新しい制度に移行したものでございます。県下で保険料水準が統一されれば、県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、同じ世帯構成であれば、同じ保険税負担で、同じ保険給付を受けられ、受益者にとってもメリットが大きいというふうに考えています。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 問2番です。

去る1月25日に野洲市国保運営協議会で示された資料では、現行の野洲市の国保税率が一本化で、令和9年度には空前とも言える大幅な税率引き上げが示されています。

この税率に基づいて試算をしましたところ、所得310万円で40歳代の夫婦で小学生と中学生の4人家族という設定で計算しましたら、令和6年度では年間43万5,290円ですが、これが令和9年度では57万9,178円となって、年間で実に14万3,888円の大幅な値上げになります。それでなくても高い国保税が大幅な値上げとなれば、本当に支払いが可能なかどうか、認識をお聞きします。

○議長（山本 剛） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司） それでは、小菅議員の2点目のご質問にお答えをいたしま

す。

国保運営協議会でお示しをいたしました保険税率推移のシミュレーションは、医療費の推移を鑑みて、毎年3%ずつ医療費が上昇すると仮定し、算定したものでございます。保険税は、医療の給付に必要な財源を集めるための仕組みであり、シミュレーションどおりであれば、保険税率を上げざるを得ない状況であるというふうに考えてはおりますが、課税に際しては、低所得者に配慮した軽減制度も設けられておりまして、担税能力に応じた見直しになるというふうに考えております。

また、一方では、医療費を適正化し、国保税の上昇を抑制するために、県や各市町が特定健診やがん検診等の受診を促し、また保健指導や糖尿病等の生活習慣病の重症化予防対策を行うなど、平素から市民負担の抑制に努めているところでありまして、こういった多面的な要素で取り組んでいるといったことにもぜひご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 問3です。

国保の加入者の階層は、以前は自営業者、農業者など一定収入のある人でしたが、現在では、圧倒的多数は無職の年金者が占めています。さらなる国保税の大幅値上げとなれば本当に負担ができるのか。どのように考えているのか。さらに、現在の国保制度が持続的、継続できるのかどうか、改めて見解をお願いします。

○議長（山本 剛） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司） 3点目のご質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げましたとおり、国民健康保険税の均等割、平等割には、低所得者に配慮をした軽減措置が設けられており、担税能力に応じた課税制度であるといった認識をしております。また、あくまでも現行の制度下においては、国保事業を安定的に継続していくために、医療費水準に応じた保険税負担が必要になってくるものであるというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 問4ですが、先ほど部長もおっしゃいましたが、本市も、市民の健康増進、また医療費の増大を抑えるために、様々な検診や健康づくりなど、保健事業に努力をしてくださっています。であれば、今回、統一化をすれば、各市町のそういう努

力も無にするものではないかと思うのですが、見解をお聞きします。

○議長（山本 剛） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司） 4点目のご質問にお答えをいたします。

県、各市町では、国民健康保険保健事業実施計画に基づきまして、健康寿命の延伸等により医療費を適正化するために、様々な健康施策を実施しているところでございます。一方で、国保運営の県域での統一化も、広域化によるスケールメリットを生かして、医療費水準や保険税を平準化、適正化し、国保財政を安定化することで、被保険者の負担を抑制しようとするもので、このことによりまして、医療費の増大を抑えるための健康施策が無になるというふうには考えておりません。

以上です。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 問5です。

今回の県の運営方針に対して、各市町からはいろいろな意見が出されたと聞いています。「国保は高齢者や低所得者が多い中、今後保険税を引き上げ続けることは困難である。」という意見が出されています。率直な意見だと思いますが、その見解と、野洲市として、県にどのような意見、要望が出されたのか、お聞きします。

○議長（山本 剛） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司） 5点目のご質問にお答えをいたします。

県の第3期運営方針につきましては、県が国のガイドラインに基づきまして、市町と合意形成を図りながら作成をされているところでございます。方針の取りまとめに当たりましては、県が国保財政の主体となり、各市町の意見に対するすり合わせが行われたものというふうに認識をしております。今後、方針に基づいて、計画的な基金の活用や国保税率の算定等について、適切に運営をされるものと考えております。

なお、今回、野洲市としては特に意見は提出しておりません。

以上です。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 6問目です。

このまま推移すれば、本当に空前の引き上げとなります。ですから、たちまち、県が26億円の基金を使って、税率の引き上げを抑えるべきやと考えます。野洲市として県に要望すべきと考えますが、見解をお願いします。

○議長（山本 剛） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司） 6点目のご質問にお答えをいたします。

既に県におきましては、活用可能な繰越金及び基金を合わせて、令和6年度の標準保険税率の引き下げに活用するというふうに向っておりますけれども、基金はあくまでも一過性の財源であることから、そこへの依存については、慎重に判断されるべきであるというふうに考えております。

本市といたしましては、国保財政の健全性を保ちつつ、保険料率をできる限り平準化していくよう、県保有の基金の他、剰余金の活用方法等について、県と合意形成を図ってきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 7問目です。

この国保制度はもともと根本的な制度の矛盾があって、自治体の努力を超える制度の矛盾に直面していると思います。やはり、国に抜本的な対策が求められていると思います。これまで全国知事会なども要望していたように、国がこれまで減らしてきた国保への負担金を元に戻すこと、たちまち、1兆円の公的負担投入などが必要だと考えます。本市としても、国、県に対して公費の拡充、国保制度の抜本改革を求めていただきたいと思いますが見解をお願いします。

○議長（山本 剛） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司） 7点目のご質問にお答えをいたします。

公費の拡充につきましては、全国知事会で国民健康保険制度に関する提言として、国保財政基盤強化のため、国による公費3,400億円の財政支援を継続して実施するとともに、さらなる拡充を図ることを要望されています。また、国保制度の抜本的改革につきましては、税と社会保障の一体改革の中で、国が主体となって、国政レベルで財源の確保を含めた議論をされるべきものというふうには考えてはおりますが、必要であれば、市としても適宜、国、県に対して要望を行っていきたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 国保の質問は終わらせていただきます。

次に、介護保険について質問をさせていただきます。

去る1月22日に厚労省の社会保障審議会介護給付費分科会で、令和6年度の介護報酬の改定が示されて、来年度の介護報酬全体では1.59%増となっていることが分かりました。

介護施設や通所介護など、ほとんどのサービスの介護報酬は引き上げられました。また、介護職の処遇改善のための加算が2.04%相当の改定になって、介護職員の賃上げを行うという内容は一定評価をするものですが、一方で訪問介護が、身体介護も生活援助も2%から3%引き下げられました。これは訪問介護の利益率が7.8%となって、全介護サービスの平均を上回ったことが今回の引き下げの根拠だとされています。しかし、訪問介護の介護報酬はもともと低く、慢性的な人手不足で、小規模の事業所は本当に厳しい経営を強いられて、昨年は全国で60件の倒産、廃業がありました。さらに、今後増えるかもしれません。

日本医師会も、「在宅医療はホームヘルパーさんの生活の支えがあってこそ継続できる。訪問介護がなくなると容易に破綻する。」と述べられています。また、日本ホームヘルパー協会も「訪問介護の経営は一段と厳しくなっている。高齢者をできるだけ長く在宅で支えていく。これが国の方針であるはず。であれば、訪問介護をもっと手厚くサポートしなければならない。国は地域で高齢者を支える訪問介護事業所を潰そうとしているのか。」と本当に厳しい抗議をされています。国は地域包括システムを進めて、施設ではなく、自宅で、住み慣れた地域で暮らすように進めてきましたし、これからも進めていく方針ですが、今回の介護報酬引き下げは矛盾していると思います。

そこで、問1です。

本市では多くの訪問介護事業者が日々高齢者の生活を支えてくださっています。まず、今回の訪問介護の介護報酬引き下げの対象になる施設は、本市で何か所あるのか、お聞きします。

○議長（山本 剛） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾） それでは、小菅議員の介護保険制度についての質問の1点目の質問にお答えをさせていただきます。

令和6年度報酬改定に伴う報酬引き下げの対象となる市内の訪問介護事業所は、8事業所となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 2問目です。

今回の介護報酬の改定は国の方針ではありますけれども、そのような事業所が経営的に立ち行かなくなることは、住み慣れた自宅、地域で暮らしたいと願う高齢者や家族の暮らしが崩壊することになります。市として、今回の介護報酬改定をどのように認識をされているのか、事業所の経営悪化が懸念されますが、どのように認識されているのか、お聞きします。

○議長（山本 剛） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾） それでは、2点目のご質問にお答えします。

国の方針と同様に、野洲市においても高齢者が住み慣れた自宅や地域で、お互いに支え合いながら、自分らしく暮らせるまちづくりを目指しております。高齢者が増え続ける中、支援や介護が必要となった高齢者の在宅生活を支える訪問介護サービスは、なくてはならないサービスであると認識しております。

事業所の経営につきましては、昨今の物価高騰による燃料費等の増大や介護人材の不足に伴う人件費の上昇などがある中、今回の報酬改定の引き下げについては、なお一層の経営努力が求められるものではありますけれども、介護事業全体の収支差率から決定されたものでありますので、加算制度の見直しなども含めて、介護保険制度全体の収支バランスを整えられたものと認識をいたしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 再質問をさせていただきます。

私の友人が、他市ですが、訪問介護事業を運営していますが、今回の改定で本当に憤っています。介護が今後、家族の負担、家族介護に戻ることはないかということで大変憤っています。本市の訪問介護事業所の現状、今回の介護報酬引き下げに対して、事業所などからご意見や不安など、聞かれてはいますでしょうか。もし聞かれていましたら、お聞かせください。

○議長（山本 剛） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾） 再質問にお答えをさせていただきます。

報酬改定に関しまして、そういったお声というのは、今現在のところ、市のほうには届いておりません。ただ、人材不足というのは訪問介護にかかわらず、全ての業種、事業所から顕著であるということはお聞きをしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） ぜひ、やはり事業所の声を、実態をしっかりとつかんでいただきたいと思います。

問3です。

それだけでなく、訪問介護事業所は人手も少なく、事業運営が大変な中、経営が成り立たなくなったり、最悪廃業せざるを得ないのではないかと懸念をされています。このような事態の影響は、結局、介護難民が発生することにつながりかねません。基本は介護報酬引き下げを国がやめることですが、同時に自治体の役割も必要かと思います。今回、市は訪問サービスBを立ち上げられますが、本来、訪問介護事業者への支援、また補助制度の実施など、検討すべきかと思いますが、見解をお聞きします。

○議長（山本 剛） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾） それでは、小菅議員の3点目のご質問にお答えします。

令和6年度報酬改定に伴いまして、訪問介護の介護報酬は引き下げられますが、介護職員等処遇改善加算が現行の最大22.4%から、経験技能のある職員の配置等によって最大24.5%に引き上げられる予定です。加えて、令和6年2月から5月の賃上げを実施した事業所に対して介護職員1人当たり月額6,000円相当分を介護職員等処遇改善補助金として交付されることになっております。

このように、今回、介護保険制度全体の収支バランスから報酬が決定されたものであり、それに対して、市が特定の事業所に、独自の補助金等で補填するべきものではないというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 一定、職員さんへの処遇改善など、それが図られているということ自体は評価をするものなんですけれども、そもそも訪問介護というのは介護報酬が低いところで、これまでからも本当に厳しい経営をされているところが多いと聞いています。

そこで4番です。

今回の介護報酬引き下げについて、専門家からも「このままでは在宅介護の終わりの始まり」「介護保険崩壊の第一歩」と本当に厳しい批判が出ております。介護5団体が撤回を求める緊急声明を出されています。それほどひどい改正だと思います。市としても、そのよ

うな認識を持つべきと考えますが、国に引き下げ撤回を強く求めていただきたいと思いますと思いますが、見解をお願いします。

○議長（山本 剛） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾） それでは、4点目の質問にお答えをさせていただきます。

先ほども申しましたように、今回の報酬改定につきましては、持続可能な介護保険制度の運営のために、事業全体の検証を行い、改正されたものと認識しておりますので、今回の報酬引き下げについて、市から国へ撤回を要望することは考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 小菅議員。

○2番（小菅康子議員） 撤回は求めてはいかないということですが、本市の介護事業者に対して、やはりきめ細やかな支援と、そして、そこで働いておられる方の生の声をしっかりつかんで、また政策に反映していただきたいと思います。

これで質問を終わらせていただきます。

○議長（山本 剛） 次に、通告第7号、第5番、木下伸一議員。

○5番（木下伸一議員） 第5番、公明党、木下伸一でございます。

今回は2点にわたって質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。では、第1問目に入ります。

性の多様性への対応について。厚生労働省のホームページには、人権啓発活動についての記載があり、その中で、17項目の人権課題が挙げられております。その1つに、「性的マイノリティに関する偏見や差別をなくそう」があります。性的マイノリティを理由として、社会の中で偏見の目にさらされたり、職場で昇進を妨げられたり、学校生活でいじめられたりするなど、人権問題が発生しております。この問題についての関心と理解を深め、偏見や差別を解消していくことが必要だと記載されております。

令和5年6月23日に、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布、施行されました。このいわゆる「LGBT理解増進法」は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本計画の策定、その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としております。

まず、主な国の取り組みとしましては、職場での理解増進に向けた労働者や事業主への普及啓発や、職場でのトラブルが生じた場合における総合労働相談コーナーでの相談の受付を行うとともに、生きづらさを感じている方への生活上の悩みも含めた電話相談窓口が設置されております。その他、医療保険制度において、性同一性障がいを有する方について、保険者の判断により被保険者証の性別や氏名の表記方法を工夫して差し支えないことを示している他、性別適合手術について保険適用となりました。

また、滋賀県では、職員が性の多様性に関してより理解を深め、適切に行動していくため、また職員自身がLGBTQプラスの当事者である場合においても安心して働ける職場としていくため、「性の多様性について理解を深め、行動するための職員向けガイドライン」を策定されております。「職員としての心がまえ」や「県民への対応」「職場内での対応」などがまとめられております。この資料はタブレットに掲載させていただいておりますので、ご覧ください。

野洲市は人権尊重のまちとうたわれております。昨年9月には東郷議員がこれらの問題について質問をされております。この性に関する様々な課題についても、野洲市として、人権を尊重する取り組みとして力を入れていきたいところであります。

そこで、1つ目の質問に移ります。

野洲市におきまして、性の多様性に関して理解を進めるための職員に対する取り組みをお伺いします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、木下議員の1点目の性の多様性を理解するための職員に対する取り組みについてお答えいたします。

職員に対する取り組みといたしましては、人権施策推進課で作成いたしました「多様な性に関する職員ハンドブック」を庁内のインフォメーションに掲載し、LGBTQなど、性的少数者に関する理解をさらに深めていただくための啓発等を行っているところでございます。今後は、このハンドブックを活用した職場研修等に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○5番（木下伸一議員） それでは、再質問をさせていただきます。

野洲市にはガイドラインのハンドブックがあるということでありました。滋賀県の策定

されたガイドラインはホームページには掲載されております。それは、先ほど申し上げましたとおり、資料に出ているところであります。野洲市の職員の方のガイドラインのハンドブックというのは公開されていますでしょうか。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、再質問にお答えさせていただきます。

職員向けのハンドブックにつきましては、職員の研修用として利用させているため、現時点では、ホームページのほうには掲載しておりません。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○5番（木下伸一議員） 再々質問になりますけれども、そうしましたら、今後なんですかけれども、野洲市のホームページに公開される予定はございますでしょうか。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 特に公開を否定しているわけでもございませんので、職員向けに使っているハンドブックですので、職員がさらに理解を深めるために必要であるべきところと考えられましたら、ホームページには掲載していても問題ないと考えています。

以上。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○5番（木下伸一議員） ぜひ、また市民の方が見られるように、公開の件もご検討いただければと思います。

まずは、ホームページにガイドラインを公開するためには、より一層、現状を知っていただき、何が必要なのか、またどうすることがマイノリティーの方々が困らないことなのか、これを考え、話し合っていていただき、検討を重ねることになると思います。まず、このような議論を重ねていただくことが大切だと思いますので、理解を進める第一歩だと思っております。

それでは、2つ目の質問に移ります。

野洲市としまして、性の多様性に関して理解を進めるために市民の方々への啓発活動についてお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、2点目のご質問にお答えいたします。

本市の啓発活動につきましては、人権施策基本計画に基づき啓発活動を実施しておりま

す。本年度は8月5日に開催いたしました第19回野洲市人権教育研究大会におきまして、「性の多様性と人権文化」と題しまして、学校の現状から多様な思いを社会全体につなげ、思いや生き方を尊重するために、自分はどうか考え、行動するかを考えるという点を討議の柱といたしまして、話題提供をいただき、性の多様性に対して、参加者に理解を深めていただきました。

また、先月ですが、平和堂アル・プラザ1階のセントラルコートを利用させていただきまして、「人権YASU」を1週間開催しております。ここでは、子どもたちの人権作品の展示とともに、今般、「LGBTQの理解増進法に関するQ&A」を作成いたしました。これはパネル化をさせていただきました。そうしたことで、法律の目的自体を深く市民に周知することを目的として、掲載したところでございます。

この他には、野洲市人権センターで、LGBTQの法律に関するパネル展示、またそうしたことを題材とした啓発ビデオについての貸出しを行っているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○5番（木下伸一議員） それでは、再質問させていただきます。

国が設置しておりますような相談は、野洲市としては、人権相談、またふれあい電話相談になるかと思うんですけれども、性の多様性についての質問に関してはこのようなところの窓口がよろしいのでしょうか。また、周知方法を教えていただけますでしょうか。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） 市民の方の相談につきましては、人権施策推進課が第1窓口になります。これは全ての人権問題の関係する相談と同様の取扱いでございまして、深くともいいですか、少し専門的な内容になった場合は法務局のほうにつながさせていただくというような対応になると考えています。

それと、ふれあい電話相談はたしか社会福祉協議会で行われているものであったと思っておりますのと、あと周知につきましては、ホームページで掲載しておりまして、あと市の広報で「なんでも相談所」というところを毎月、相談を受けていただく時間を載せているというような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○5番（木下伸一議員） 通告にはないので、ちょっとあらかじめお断りをさせていただ

いているんですけども、お答えできる範囲でいいので、また野洲市の見解をお願いしたいんですが、先月2月29日の新聞なんですけれども、LGBTら性的少数者を含むカップルを対象に滋賀県が2024年度中の創設を目指すパートナーシップ宣誓制度の骨子案が明らかになりました。この制度は、現状では結婚することができない同性のカップルや出生時の性と自認する性が異なるトランスジェンダーら性的少数者を含むカップルが対象となります。

国内におきましては、今年2月までに全国の20都道府県でパートナーシップ宣誓制度を導入されております。また、県内19市町の中では、彦根市、米原市、近江八幡市、この3市がパートナーシップ宣誓制度を導入されております。

先ほども申し上げましたように通告にはございませんので、お答えできる範囲で結構なので、野洲市としまして、この制度の導入についての見解をお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長、答えられる範囲で。

○総務部長（川尻康治） ありがとうございます。ちょっと29日に県が骨子を出されているというのは少し理解していないところなんですけれども、パートナーシップ制度につきましては、大きな枠組みでつくっていくことが必要なのではないかということを思っています。そうしたことで、滋賀県が導入されるのであれば、市としてもその動向を見させていただいて、あと、来年度、人権施策基本計画というものも改定いたします。そこで市民へのアンケート調査等も実施する予定をしておりますので、その中で、そうした項目を含めて実施できればとは考えていますが、現時点での制度の導入については、明確な方針は持っておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○5番（木下伸一議員） 通告にない質問にお答えいただきまして、誠にありがとうございます。ぜひ、今おっしゃったように、人権施策のアンケート調査をされるということになりますので、ぜひご検討いただければと思います。

性の多様性に対応するトイレについても話題の多いところでもあります。昨年の7月には経済産業省に勤めるトランスジェンダーの職員が、職場の女性用トイレの使用を制限されるのは不当だとして国を訴えた裁判で、最高裁判所は、トイレの使用制限を認めた国の対応は違法だとする判決を言い渡しました。先ほども申し上げましたが、東郷議員もこの質問を取り上げられております。ケースによる違いもあり、一概には言えないところではあ

りますが、配慮が必要だと指摘されていました。難しい問題だと思います。しかしながら、一人ひとりが人権を尊重するという観点から、少数派の方々のお困り事を解決する取り組みも必要であると思います。

そこで、3つ目の質問に移ります。

野洲市におきまして、既存の公共施設について、性の多様性に対応したトイレの工夫をお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 川尻総務部長。

○総務部長（川尻康治） それでは、3点目の公共施設における性の多様性に対応したトイレの工夫についてお答えいたします。

まず、LGBT理解増進法につきましては理念法でございまして、法律自体でトイレなどの施設のあり方を変えていくということを目的にしたものではないと考えております。また、今、ご質問ありました最高裁の判決におけるの補足意見といたしましては、現時点ではトランスジェンダー本人の要望と意向と他の職員の意見、反応の双方をよく聴取した上で、職場環境の維持、安全管理の観点等から最適な解決策を探っていくという以外にはないというふうな補足意見が付されておりました。こうしたことで施設の取扱いを一律に決定することは困難でありまして、個々の事例や相談に応じて判断をしていくことが必要であると考えております。

このような視点を踏まえまして、不特定多数の方が利用される本市の公共施設のトイレについては、性の多様性に対応した具体的な工夫については、現時点では考えておりません。ただし、内部であったりとか、利用者が特定されるといいますか、大きな、多人数といいますか、ということで、配慮の必要が生じた場合は、お示しいただきました県のガイドラインと同様に、タブレットに掲載していただいた県のガイドラインと同様に、利用者の意思を尊重した上で、他の利用者との十分な調整を行い、適宜対応していくことになると考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○5番（木下伸一議員） トイレにつきましては、世間でも様々な意見が出ております。対応は大変難しいと思います。まずは課題点を整理しまして、どうするべきかを考えることが大切であるかと思っております。今のように、性の多様性を考えたときに、まだ課題があるということをご皆さんで共有していくことが大事だと思います。新野洲市民病院におけるト

イレについては、多目的トイレの設置を予定されていると聞いております。

ここで、4つ目の質問に移ります。

新野洲市民病院における性の多様性に対応した施設設備の工夫についてお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 木下議員の4点目のご質問にお答えをさせていただきます。

新病院におきましては、議員のおっしゃるとおり、トイレにつきましては、来院者及び職員用に誰でも利用できる多目的トイレを1階に4つ、2階に4つ、3階に2つ、4階、5階に、病棟階ですが、1つ、6階に2つ、これは今、先般公開させていただいた現段階での設計内容に基づくもので、今後変更されることも想定されますが、合計14設置をすることによりまして、性の多様性に、トイレの面に関しましては、そういったところで対応することを考えてございます。

ご質問の内容で、施設整備の工夫ということでございますので、更衣室などにつきましては、これも今回の現の設計のところでは、過去の計画とは異なりまして、いわゆるマルチユーティリティースペースが比較的多く確保できる見込みでございますので、そういった小さな小部屋なりを適宜調整して適用してまいりたいと考えております。

また、患者さんの中にもそういった方が当然想定されますことから、病室につきましては、これは男女別で、当然、多床室ですと、入っていただくのが原則なんですけれども、こちら現の計画に基づけば、個室率が圧倒的に高くなるわけでございますことから、こういったところでの対応も簡易になるのではないかなというように考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○5番（木下伸一議員） 再質問を1点させていただきます。

今、1階から6階に合計14か所の多目的トイレという形を設置する予定とお伺いしました。こちらの14か所につきましては、オストメイトの方の対応は全て適用される形になりますでしょうか。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 再質問にご答弁をさせていただきます。

手元の資料に基づきますと、オストメイトつきは、1階に1つ、2階に1つ、3階に1つでございます。4、5、6は病棟階でございますので、患者さんご自身がオストメイトをわざわざ使うという想定はございません。看護者なりがケアの中で行う行為だと思いますので、病棟階につきましては、オストメイトは設置しない考えでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○5番（木下伸一議員） ありがとうございます。

この多目的トイレの設置につきましては、LGBTQプラスの当事者の方々のみならず、障がいの方、それから妊産婦さん、いろんな方が使っていただけるということで、ぜひまたいい設備をよろしく願いいたします。

続きまして、次の質問に移ります。

野洲市におけます性の多様性について、市長の見解をお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 木下議員の5点目のご質問にお答えをいたします。

本市でも令和5年6月23日に公布されましたLGBT理解増進法の基本理念にもうたわれておりますように、全ての人は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるべきであり、性的指向及びジェンダーアイデンティティーを理由とする不当な差別はあってはならないものであると認識をいたしております。しかし、多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状があるということから、引き続き人権尊重のまちづくり条例や人権施策基本計画に基づき、市民の理解促進を図っていきたいと考えております。性の多様性に寛容な社会を実現するためには、あらゆる差別を許さない世論の形成とマイノリティー、マジョリティー双方の人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた啓発活動をより一層進めるとともに、困っている方々一人ひとりの人権を大切にし、支援していくことが重要であると考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○5番（木下伸一議員） LGBTQの方は少数派、マイノリティーとは言われておりますが、一定数はおられると思います。しかし、身近におられることを感じない現状があります。つまり、それだけ、その方々が公表できなかつたり、また相談できなかつたりすることが多いと思われれます。私自身も今回このテーマを取り上げさせてもらうことで、最初

はほとんど理解ができないところでごさいました。しかし、勉強をさせていただいて、大事な問題であり、行政が動くことが多くあると感じております。いつも市長がおっしゃっておられます、全ての人が住みやすい、また住んでよかったと感じていただける野洲市になることを願ひまして、この質問を終わります。

○議長（山本 剛） 暫時休憩いたします。再開を10時45分といたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

木下議員。

○5番（木下伸一議員） それでは、2問目の質問に移らせていただきます。

障がい者らへの投票支援についてです。

障がい者や高齢者の方々にとって、選挙における投票では支援が必要なことがございます。知的障がいのある方の中には、「慣れない場所に行くということがまず大変だ。」と言う方もおられます。私の知人の娘さんが知的障がいの方で、一度、選挙に行かれたときに、一緒に投票所に行ったお母さんに話しかけたら、職員の方から注意を受けられた経験があり、それ以来、投票することが怖くなったと言われております。

総務省のホームページには、選挙の際に障がいのある方が円滑に投票することができるよう、選挙管理委員会が取り組んでいる対応例がまとめられております。コミュニケーションボード、投票支援カード、代理投票、音声コードの配布、模擬投票などが挙げられております。

コミュニケーションボードとは、投票所で予想されるお困り事や手伝ってほしいことを絵や文字で表示しており、対応してほしい内容を指さすことで自分の意思を伝えることができるそうです。このコミュニケーションカードを各投票所に設置してサポートするという取り組みです。投票支援カードは、事前に対応してほしい内容をカードに表示することで、投票手続をスムーズに行えるようサポートするものです。代理投票などで投票の際に対応してほしいことを書いて、投票所の係員に渡して手助けを受けられるそうです。

一例を挙げますと、愛媛県四国中央市では、コミュニケーションボードや投票支援カードに加え、投票所への移動支援として、障害者手帳を所持しているとともに条件を満たす方は、期日前投票を含む当日の投票日まで、投票所へのタクシー代を市が負担されております。

そこで、1つ目の質問に移ります。

野洲市におきまして、障がいのある方や高齢者への投票支援の現状をお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川尻康治） それでは、木下議員の2問目の1点目、障がいのある方や高齢者への投票支援の現状についてお答えいたします。

投票の支援といたしましては、車椅子に乗って投票ができるよう、出入口に段差のある投票所にはスロープを設置したり、高さの低い投票記載台を設置しております。また、選挙人の申出により、老眼鏡の貸出しや点字、代理投票等の個別対応を行っております。

また、普段の啓発の一環といたしまして、今年度においては、県選挙管理委員会と野洲市明るい選挙推進協議会と合同で、県立野洲養護学校高等部の生徒の方を対象に、模擬投票を実施いたしまして、選挙に係る知識、関心を深めていただきましたところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○5番（木下伸一議員） 今お答えいただいた段差とかスロープ、高さの低い投票記載台も設置ということでおられるんですけども、それ以外にというと、大変あれかもしれませんが、こういう形であれば、ほぼどこの市町もされているのではないかなと思うんですけども、野洲市独自というと、ちょっと言葉が変わるかもしれませんが、これ以外でこういうことを野洲市は特別にしていますよとか、そういうところがあれば、教えてください。

○議長（山本 剛） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川尻康治） 今申し上げたとおりの現状では現時点での取り組みとなっております。特にこれといった、特化した、市が特にこれを支援しておりますというような現状は現時点ではございません。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○5番（木下伸一議員） 分かりました。

では、次の質問に移ります。

野洲市におきまして、障がいのある方や高齢者への投票支援の具体的な今後の見解をお伺いいたします。

○議長（山本 剛） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川尻康治） それでは、2点目の障がいのある方や高齢者への投票支援の具体的な今後の見解につきまして、お答えいたします。

他市の事例を挙げていただきましたが、投票所においては選挙人と円滑なコミュニケーションが図られることや安心して投票いただくことは、大変重要であると考えております。こうしたことから現状の取り組み以外にも、ご質問にありました投票支援カードやコミュニケーションボードの設置について、可能な限り対応していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○5番（木下伸一議員） ありがとうございます。

今、総務部長のほうからいろいろとお話をいただきましたけれども、投票支援カードやコミュニケーションボードについては前向きに検討したいということで、さすがに財源の問題もありますので、そのタクシー代を市が負担するというのはなかなか難しいものがあるかとは思いますが。ただ、今おっしゃったように、コミュニケーションボードとか、それから投票支援カードというのはできるだけ早くというか、やっぱり逆の側に立ってやっていただければと思います。

ちょっとここで再質問になるんですけれども、投票の立会人の方はこういうことはできないかと思うんですけれども、例えば困っている方がおられまして、そういう方に、選挙に来られて何かちょっと、どうしたらいいか分からない方もなかなかおられると思うんですけれども、そういう方に「何かお困りですか」とかいう、そういうお声をかけられることで、やっぱりもともと選挙に行かれるのは緊張される方も多いと思うんですけれども、そういうお声がけによって、その方も当事者もリラックスして、ちょっと気分的に楽になれるかとは思いますが、そのようなフォローができる職員さんというのがおられますでしょうか。

○議長（山本 剛） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川尻康治） 投票に来ていただく際にその投票事務の従事者が親切に声かけをするというのは、大変重要なことであると考えています。そうしたことで、今おっしゃっていただけました声かけ、リラックスして、フォローというようなその3点の言葉を拝借するんですけれども、そうした、障がい者の方が気軽に投票していただけるためにも、選挙前には投票事務従事者に対して説明会を実施しております。この中でその

ような配慮という、そうしたことを伝えていくというか、説明していくということも必要であると考えておりますので、次の選挙の説明会にはそうしたことを踏まえて説明を行っていただければなと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○5番（木下伸一議員） ぜひそういう困っている人に対して、私もそうなんですけれども、選挙に行かれるときに、皆さんご経験あると思うんですが、独特の雰囲気、もちろん選挙というのは厳粛なものなので、張り詰めた空気があると思うんですけれども、やっぱり特にそういう障がいをお持ちの方とか、特にそういう以前にトラウマがあった方とかは、本当にそこに入るだけで緊張がマックスになって、例えば前回の私の知人の娘さんの例ですと、そういうふうになんか自分がパニックになってしまって、分からないからお母さんにしゃべったときに職員の方から、もちろん職員の方が悪いわけではなくて、職員の方が当然そういうのは話しかけたら駄目ですから、注意されたときには本当に何か物すごく、嫌な思いとかではなくて、しんどかったということをおっしゃって。本当にせっかく投票所まで行かれて、大事な1票を行使されているにもかかわらず、本当にそういうのがトラウマになってしまうと、今後もう二度と、やっぱり行かないでおこうという思いをされると思うんです。そういう方も少なくはないかなとは、もちろん多くはないかもしれませんが、そういう方々のために、今おっしゃったように、気配り、心配りという言葉があると思うんですけれども、もちろん本当に、僕も以前、外食の仕事をしておりましたので、例えば私の例で恐縮ですけれども、成田空港で、実は外食会社で店長もやらせてもらってたんですけども、大体来られる方が周りをきょろきょろされると大体お手洗いが多いいですね。必ず100%ではないんですけど。そういうときに一言、私もそのときはまだ若かったので、20代の前半だったんですけども、「お手洗いをお探しですか。」というふうに言うと、「あっ、そうです。」という形で、話させてもらって。

やっぱり、その相手側の立場に立つ。来てもらって当たり前という、もちろん投票率を上げることが大事なんですけれども、来てもらって当たり前という考え方をちょっと逆転の発想していただいて、じゃ、どうすれば、多くの方に選挙、次の3問目の質問に当てはまる場所なんですけれども、やっていきたいと思っておりますので、ちょっと話がずれてしまいましたけれども、ぜひそういう説明会に関して、職員の方々にそういうこともぜひお話をしていただければ、またその情報を皆さんで共有化していただいて、本当に選挙に行っ

よかったな、思われる方は一部かもしれませんが、そういう思いをされた方がそういうふうなフォローがあって、また今度頑張っ行ってこうかというふうに思ってもらえるような体制をつくっていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3問目の質問に移ります。

野洲市におきまして、選挙の投票率、ちょっと話題がずれるかもしれませんが、投票率を上げる取り組みをお伺いさせていただきます。

○議長（山本 剛） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川尻康治） それでは、3点目の選挙の投票率を上げる取り組みについてお答えいたします。

これまで投票率を上げるための取り組みといたしましては、選挙前に広報誌や市のホームページへの掲載、駅ロータリーや公共施設へののぼり旗を掲げるなど、また広報車による市内巡回により投票を促す啓発に当たってきたところでございます。また、街頭啓発活動といたしましては、選挙管理委員会と野洲市明るい選挙推進協議会の委員により、駅前や市内商業施設において、投票日の周知と棄権防止の呼びかけを行っておるところでございます。

その他、常時啓発活動につきましては、近年において若年層の投票率低下が著しいことから重点的に行っており、本年度におきましては、1点目で回答いたしましたように、県立野洲養護学校、また市内の小学校に出向きまして、模擬投票の実施や1月のはたちのつどいの際に、選挙啓発の冊子を配布するなどの活動を行っております。

野洲市明るい選挙推進協議会においては、委員対象の啓発研修を実施しておりますけれども、今後対象者を拡大して研修を行うことも検討していきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○5番（木下伸一議員） 今、様々なお取り組みをお話ししていただきました。一番、もちろんどの世代も選挙に関心が薄いというのはあれなんですけども、今おっしゃったように、特に若年層、10代、20代の方が本当に選挙ということに関して関心が少ないと思います。ちなみにうちの家の例を挙げるのは大変恐縮ですけども、二十歳の娘がいるんですけども、もう仕方ないから選挙に行く。ほんまやったら行かへん。だけど、お父さんがそういう仕事しているからじゃないですけど、それはちょっと余談になりますけれども、それはさておき、やっぱり本当に「友達とかにもちょっと聞いてみて。」と言うんです

けど、10人友達に聞いてもらったら、もうほとんど8人、全員とは言いませんが、やっぱりどうしたら選挙、若い世代、もちろん30代、40代、全ての方もそうなんですけれども、特に10代、20代の方々の選挙に対する、今おっしゃったいろんなことをしていただいておりますが、どうすれば、より選挙に行きたいと思っていただけるような形になっていくか、もし何か方策がございましたら、お知らせしてください。

○議長（山本 剛） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（川尻康治） 非常に難しい再質問をいただきまして、ちょっと回答に戸惑うところなんですけれども、選挙管理委員会としましては、あらゆる機会を捉えて、引き続き啓発していくということと、あとは対象者を拡大した啓発を行うということが委員会の役割だと思っています。それぞれ選挙によっては、様々な争点等がございますので、そのことが有権者にとって、どのように捉えられるのかという点もまた重要な点だと思います。ですので、あとはシステムのいうのか、ハード的な取り組みは今後課題もあると思います。できるだけ近くというのか、投票しやすい環境をつくるということであったりとか、様々なことは考えられると思うんですけれども、少しそういった点を含めて、全体で考えていくしかない、今の現時点ではないのかなというふうには考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 木下議員。

○5番（木下伸一議員） 大変に難しい質問に迅速にお答えいただきまして、本当にありがとうございます。

最後になりますけれども、もちろん行政の側だけではなく、我々も選挙に行っていたけるように、これはただ一方通行ではなく、本当に我々自身もそうですし、また行政の力も貸していただきながら、お一人お一人が投票所に行っていたけるような形にしていくことが大事だと思いますので、またいろいろたくさんの課題があると思いますが、また皆さんのお力を貸していただきながら、少しでも野洲市の投票率が上がるように、またご尽力をいただければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の質問の全てを終わります。ありがとうございました。

○議長（山本 剛） 次に、通告第8号、第3番、田中陽介議員。

○3番（田中陽介議員） 皆さん、こんにちは。第3番、田中陽介です。

それでは、これから一般質問を始めさせていただきます。

まず初めに、これからの教育についてということで質問をしたいと思います。

本会議で先日、新しい教育長の人事案件が可決されました。これまで西村教育長が野洲市の教育行政を背負い続けていただいたことに対して深く敬意を表するとともに、これからの教育に向けて質問をしたいと思います。

これまで議場において、6年ですか、7年。そうですね。僕らと多分同じ、僕は2期目で7年目になるんですけど、ほぼ同じタイミングで西村教育長とは多くの時間、本来あるべき教育の姿やこれから向かうべき公教育の方向性について議論をしてきました。

現状不登校が増えているということや学力が低下していると言われていること、様々な要因、原因、課題がある中で、恐らくこれは構造的な問題が多いと言えると思います。それは教員の慢性的な過剰労働であったりとか学習指導要領をこなすことが目的になってしまっていたり、多くの教員が子どもと向き合う時間が取れていないと感じているような現状、そういったいろんな問題があります。

また、少し共有するために資料をつけさせていただいたんですけども、この全国の、ちょっと資料をお願いします。全国の700人の中高の先生にアンケートを取ったというものを参考につけさせていただきました。「教育の目的は何だと思えますか。」というようなことであったり、「取り組むべきものは何か。」ということを先生方に答えていただいております。野洲市の考える方向とおおむね一致しているのかなと、みんな思うところは一緒なのかなというふうに考えております。その一方で、先生方の仕事に関しても、やはりとても多くて大変だということも、これも実際に聞いている内容と同じだと考えております。教える先生自体が、やはり非常に厳しい状況にいるというのも、現実だなというふうに考えております。

その中で、事務作業や報告業務等、本来の教育の部分には関わらない部分でも非常に課題が多いというふうに出ております。そして、子どもたちが本当に学び、いい環境をつくるにはどのような取り組みということに関しては、やはり自分たちで決められるような環境、制度が必要だという声が多い。子どもの声がしっかり尊重されるということですね。そういうような議論ができる環境が必要だなというふうにも同時に考えさせていただいております。以上で資料は大丈夫です。

そこで、今までは教育、「教える」という感じだったんですけども、これからは「共に育つ」というか、先生たちも一緒に育っていくというような考え方になっていく必要があるのかなと思っております。

そこで、これまで教育に尽力いただいた教育長が感じていることを問うていきたいと思
います。

まず1つ目です。

画一的な教育の時代からいろいろ個性的な、僕らのときは結構個性的な先生が多かった
です、そんな中から、ゆとり教育になったり、詰め込みに戻ってきたりと、時代によって
結構行ったり来たりしているというふうに今言われていますけれども、その中で、教育長
がこの経験から考えられる、これからの野洲市の公教育について必要なものは何と考えら
れるか、教えてください。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） それでは、田中陽介議員のこれからの教育についてのご質問の1
点目、公教育に必要なものについてお答えをいたします。

私は、校長会等、いろんなところで言い続けてきたのは、公教育の意義というのは2つ
あるというふうにされています。広い意味での学力、これは単にペーパーテストだけじゃ
なくて、物事を深く広く考えるという力の意味での学力です。それから、もう一つは人
との関係をいろいろつくっていく社会性です。この学力と社会性を身につけることが、公教
育の一番大きな任務であるというふうに捉えています。とりわけ、今日は、特に後のほう
の社会性、ここの部分をもっと力を入れるべきではないかなというふうにしみじみと考
えております。そうして、その学力と社会性の土台となります非認知能力、例えば粘り強さ
であるとか応用力、あるいは仲間と協働する力とか挑戦する気持ちとか、こういうこと
を言うんですけども、こういう非認知能力を学校園でどう高めていくのかということも、こ
れからの公教育に問われる大きな課題かなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。

今、非認知能力、人との関係、社会性というところが非常にこれから大切だということ
をお伺いして、教育方針にも反映されていたのかなと思いますけれども、この社会性とい
うのは、一体何のために必要だと教育長は考えられるのでしょうか。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） 再質問にお答えしたいと思います。人は一人では生きていきま
せんので、人との関わりの中でどうやって生きていくのかということを含めた人とのつな

がり、関わり方というのか、そういう意味での社会性というふうな捉え方です。特に今、人との関係をなかなか子どもたちがつくりづらい、そういう時代になっていますので、学力でいいますと、タブレットとかパソコン相手にいろんな学びはできるんですけども、やっぱり人と関わって困難を乗り越える、何か1つの課題をみんなで考えて、それを克服する、そういう意味ではこれから一番必要なのは社会性であるというふうに捉えています。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 僕は非常に大切だなと考えるのがその社会性というのをどういうふうに捉えるかということなんです。人との関わりの中で、例えば一昔前であれば、日本的な社会性というのは、要は空気を読むこと、いかにその集団の意見に、要は反対しないことであったりとか疑問を挟まないことであったりとか、ちゃんちゃんとやっていくことで、ある意味、村社会というのが形成されてきたりということがあったと思います、実際に。なので、その社会性という定義をどこに置くかということで、非常に変わってくる。これは先生たちもある意味、それをどう捉えているかということだと思います。例えば、空気を読むんじゃなくて、本当におかしいと思ったときにおかしいと言えるかであったりとか、その人たちを尊重することが社会性なのか、同質化することが社会性なのかとか、その辺のあたりの今の教育長が思われる、向かうべき社会性の内容というのはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） 今、議員お話しのように、今、多様性、価値観の多様化がずっと言われている時代ですので、一人ひとり違って、それでええんやというふうな見方を本当に一人ひとりがちゃんと持つということが大事な。かつてのように、みんな一緒にとかいうふうな時代ではない時代、あっ、こういう子もいてるんやと、だけど、僕はこういう、私はこういうふうな考えで、そういうことをお互いに尊重できるということが大事なというふうに思っております。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。

まさにこれからはそういう方向かなと思います。となると、それを前提に学力というのを考えると、今までの履修主義と、要は成果主義というか、中身がちゃんと分かっているから次に進むというのとの今度は課題が出てくるのかなと思います。今、野洲の教育の

方針として、そういうちゃんと分かっているようにしていく、みんな同じで、同時のタイミングで全部やるとなると、当然分かる子と分からない子、それぞれ個性がありますのでというところをどういうふうに捉えていくというふうに考えておられますでしょうか。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） そこを追求していきますと、そもそもこういう市立の学校教育自体の問題があるというふうに思っております。1クラス35人とか40人で1つのことを勉強するというのはなかなか難しいので、そういう中で特例校というふうな認証を受けて、一人ひとりがもう一人ずつ自分の学びたいことを学んで、先生はそこに座ってサポートをしていくという、こういうなんがいくつかの学校では行われていますけども、そういうことが全国的に当たり前ようになって、今後はそういうふうになってくるのかなというふうには思っているんですけども、今、過渡期ですので、そこをしばらくは試行錯誤の段階かなというふうに捉えています。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） おっしゃるとおりで、学習指導要領を僕は読ませていただいたんですけども、学習指導要領には実際どういうふうに教えるかということのはっきりは書いていないんですね。何を教えなさいよということは書いてあるんですけども。なので、結構、学習指導要領に書いているからやらないあかんのやというような声もあるんですけども、実はそうじゃないんじゃないかなというのも一方で思っています、あとはそこは校長であったり、現場と教育委員会も含めて、ほんまにどこまで上位の目的である子どもたちの学ぶ力であったりとか生きる力という、そこに本当に原則的なところで追求していけるかだと思います。その追求していく姿勢をどこまでつくれるかということがあろうと思うんですけども、教育長としては、その辺は現状からどう思いますか。

○教育長（西村 健） それは2つ目の質問ですか。

○3番（田中陽介議員） いや、再質問の続き。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） 私が校長のときは、「何でもおもしろいことをどんどんやりや。」というふうに言うんですけども、なかなか先生方自身が今までの枠の中でこういうふうに教えられてきたというのが抜け切れないという部分もありますので、そこは研修等を通じて、新しい教育のあり方を本当に丁寧に学んでいくというのか、日々、そこを更新していかないと、ついつい自分が習ったようにまた教えてしまうというふうなパターンになるの

かなというふうに思っています。ですから、いろんな人との出会いとかいろんな研究会、いろんな取り組み、そういう意味では、教育委員会事務局の意義というのは大きいのかなというふうに思っております。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 次に、行きたいと思います。

これからの公教育を担う、教育長、教員、教育行政、要は教育行政として必要なものは何と考えておられますか。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） それでは、2つ目のご質問にお答えしたいと思います。

教育行政、学校の教員も含めまして、これから教育に携わる者にとって一番大事なものは、私は非認知能力であると思います。いろんな多様性、それから粘り強さとか、さっき言いましたいろんなそういう力、ペーパーではなかなか計り知れないんですけども、その中で子どもにしっかりと寄り添うというのか、昨日のご質問の中ではハートという言い方をしましたけども、いかにその先生が子どもに対する思いをしっかりと持てるかどうかということ、そういう意味では、大きく言いますと、非認知能力というふうにまとめられるかなというふうに思うんですけども、その力を、やっぱり教育に携わる者は日々、更新をしていくというのか、そこをいかに高く持つかということが大事かなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 教育行政自体がその非認知能力のほうを向いてやっていかないといけないということかなと思いましたが、それを測るのが非常に難しいと今もおっしゃいましたけれども、結局行動しかないのかなと思うんです。人の心の中はのぞけませんので、その行動をどうしていくかということを経験も行政も、結局、心では嫌やなど思っている、ごみを拾っていたら、ごみは拾えているわけですから、そのごみを拾うという行動に至っていることに意味がある。そこしか測れないんじゃないかなと思うんですが、その点で心というものを教育の中でどう捉えるかというところで、もう一度、その捉え方を教えていただいてもいいですか。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） この間といいますか、時々あるんですけども、県がいろんなデー

タを集める調査があります。そのデータは県教委から市教委に来まして、市教委から学校へ依頼文を出して、データを集めて、報告をもらいます。もらったら、専門員、いわゆる指導主事と全国的にはいいですけども、その先生がそれをまとめて県に報告するという。こんなことをやっていたら、何の力もつかへんでという話を専門員にはしていました。せっかく集めたデータ、市としては、このデータをあなたはどういうふうに分けて、その中で課題はどこにあって、どうしたらええと思っているんやと。こういうことを自分のできる範囲内でしっかりとまとめて、それを校長会に返して、学校をちょっとでもよくするという、そういう発想を持ってほしいという話を時々専門員に対してはしているんですけども、そういうことを繰り返すというのか、やっていかないと、ただ単に事務的に動かすというだけになってしまうので、そういう役割が教育長とか、あるいは教育の中のベテランが今後どんどんやっていかないといけないのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。

では、次、3点目に行きます。

コミュニティ・スクールの制度が始まったものの、どこの自治体でもなかなかその理念どおりにはうまく機能しているとは言いがたいと言われております。地域に開かれた学校、地域とともに育てる学校になるには何が必要だと考えられますか。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） 3点目の地域に開かれた学校についてお答えをいたします。

今年度、小中学校でコミュニティ・スクールを導入して、地域の方と教育課題や目指す子どもの姿を話し合い、学校運営に参画をしていただいています。そして、地域のネットワークや人材を生かして話し合い、様々な取り組みにつなげていっているところでございます。

例えば、野洲小学校では、より多くの方に知っていただくよう、準備段階から地域の方に学校に来ていただいて、教員とグループになって、学校の特色や地域の歴史、それから宝物、こういうことを話し合う研修会を持っていきました。「こんな宝がこの校区にはあるんや。」と、「こんなことをできたら子どもたちに伝えたいな。」というふうな思いをかなりの人たちが、これは地域の方も含めて、そういう話し合いの結果、印象を持ったということ聞いております。

また、篠原小学校では、校区のことを知らないという先生方がたくさんおられましたので、地域の方と一緒にフィールドワーク、校区を1回歩いてみようということで、そういうことを企画されて、共に校区の文化や歴史を学ぶ、そういう取り組みが行われていました。

本市では、小中学校、コミュニティ・スクールはまだまだ始まったばかりですので、十分とは言えませんが、全国的にも、全国のいろんな報告を聞いていますと、半分ぐらいが学校応援団と変わらぬのと違うのかなというふうな部分が結構コミュニティ・スクールの研究会なんかで報告を堂々とされていて、これではなというふうな思いを持ったんですけども、そういう意味では、まだ始まったばかりですが、やっぱり地域の方とどんな子どもに育てるんやということをもっともっと論議をしていく、そんな中で一緒になって、子どもを育てられたらというふうに考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。

まさにコミュニティ・スクールに参加する学運協のメンバーであるとかが、要は、当事者として本当に考えられるかどうかという部分、それとあと、今おっしゃったように、目的、理念をちゃんと地域と学校が共有できるかというところだと思います。理念をつくるころまでは、結構割と分かりやすいといいますか、みんなで考えてつくるというのは、できんことはないと思うんです。それは、前段、ちょっと前に質問しましたまちづくり基本条例であったりとか我々議会の議会基本条例であったりとか、ある意味つくるのは簡単なんです。つくるのは簡単なんですけど、それをしっかり履行していくというか、それを実のあるものにしていくのが本当に難しく、現状そこの実にしていくという部分に関して、コミ・スクの取り組みでできているところとか課題とかがあれば、教えてください。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） コミ・スクは、なかなか実のあるものにするというのが一番難しいのかなというふうに思っております。数年前から本市で小中学校コミュニティ・スクールを、スクール化を図りますというお話を地域の方にしていきますと、何か新しいものをつくって、またわたらの仕事が増えるん違うかと、特に自治会の皆さんとお話しする中では、また1個仕事が増える、またいろんな仕組みができて、また仕事が増える、負担感を感じるというふうなお話を結構聞きました。コミ・スクは、できる人ができる範囲ででき

ることをというふうな形でしか行動には移していきませんので、まずそのことを考えていく学運協がしっかりとその中身をアピールしていくということが、本当に大事なかなというふうに思っています。その上で、できるものを少しずつやっていけばというふうに考えていますので、そんなに、こうやからコミ・スクやというふうなことは思いませんので、それはそれぞれの校区にいろんな特徴があると思いますので、地域の皆さん方とともに、本当に地域を宝物に思える子どもたちをいかに育てていくのかということ、まずはもっともっと論議をしていけたらというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。

私も少し青年会議所の事業等でコミュニティ・スクールにも関わらせていただいたんですけども、先ほど教育長がおっしゃったように、学校応援団の延長という色が、やっぱりどうしても強いと。要は、それ以外の他の外部であったり、いろんな市民に、本当に幅広くいろんな方々がいらっしゃる中で、どこまで、じゃ、広めていけているのかというか、手をつなぐ意思が出せているのかというところが1つの課題かなと思っていまして、同じメンバーで同じようにやっていたら、同じような課題が当然出てきますので、やっぱりそうじゃないところをいかに学校に巻き込むというか、一緒にやっていけるかというところの課題について、これから取り組む必要があるのかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） いろんなところ、市内にはいろんな部分でいろいろ活躍していただいている方がたくさんおられます。特に図書館でいろんな団体がお祭りをされますけども、そういう中で自分たちがいろんな組織をつくって、いろんなところでいっぱいやってはる。そういうようなところとも一緒にできたらなというふうに思いますし、そういう方々、もっと子どもたちとこんなふうに関わりたいという思いを持った方は必ずおられるはずなので、何らかの結びつきをできたらなというふうに思っております。そういう意味では、校長なんかはセールスマンとして、やっぱりもっともっとそういう、出かけて行って、人とつながるということが大事なかなというふうに思っています。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） では、4点目の質問に行きたいと思います。

野洲市は生涯学習のまちづくりをテーマに掲げておりますが、施策を見ていると、個人

の趣味嗜好といますか、カルチャー的な何とか教室とか、そういったものを推進するよ
うなものが多くて、本来の目的である「次代の地域の担い手の育成～豊かな地域社会に～」
という最上位目標、それで、まちづくり条例にも、「自らの手で自らがまちをつくります」
ということが書かれているように、そことリンクした部分がかかなり弱いんじゃないかなと
いうふうに見てとれるんですけども、どう感じておられますか。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） それでは、4点目の生涯学習のまちづくりについてお答えをいた
します。

本市では、子どもから高齢者まで、幅広い年代を対象にした様々な講座を開催してきま
した。また、さらに学びたいという市民には、専門的な学習の場も提供してきています。
ただ、今、議員お話しのように、私が言うて、ちょっと失礼かなと思うんですけども、数
年前まではその辺で終わっていたのかなというふうな思いを持っています。しかし、4年
前に、こうした講座の1つである「生涯学習カレッジ」というのを組織して、多様な市民
の運営によるカレッジ実行委員会というのを設けています。そして、その委員によりま
ず講座内容の検討とか、あるいはその委員自身が講師となって、学習を推進するというふ
うに大きく方向転換をいたしています。このことは、委員が自分の学びを地域で活かす場
というふうになっています。そして、その担い手である委員自身がまちづくりの担い手へ
と、やがてはつながっていくというふうに考えております。これは協働推進課等と、さら
に連携して、そういう意味では、まちづくりの、人育てというのか、そういう部分をやっ
ていくのが生涯学習課のこれからの大きな任務かなというふうに思っております。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。

「生涯学習カレッジ」については、僕もいろいろ調べている中で出てきましたので、ち
よっと見ていたんですけども、回数もそこまで多くないのかなと思ったり、あとは今、
実行委員会とか説明いただいたんですけども、その実行委員会の開かれ具合とか、ど
ういう人がどういうふうに関われる、幅広い広がりというか、そういった部分というのは
どういうふうになっているのでしょうか。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） 「生涯学習カレッジ」自体は、年間に4回か5回やったというふ
うに思っております。そこをどんなふうを持つのかというのは、実行委員のメンバー、こ

こは地域のいろんな方になっていただいていますので、あまり教育関係とは全然無縁の方もおられます。例えば、お花屋さんとか、そういう方もおられますので、いろんな方から意見をいただいて、そこで論議をしていくということにつながっています。ですから、よくあるのは有名な、講師謝金の高い人をどこか遠いところから連れてきて勉強するというんじゃなくて、地域の中の人々が地域のことで何か自分の得意な部分で語って、そこにいろんなそういう興味・関心がある方が集って、それが持続できたらというふうに思っております。ただ、回数については、今後また検討していかなあかなかなとは考えています。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 今、実行委員会がいろいろ声をかけてということだったんですけど、要は、市が声をかけて、ピックアップした人たちが今行われているという認識でいいんでしょうか。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） 参加された方、一応案内は全部いろんなところに掲示しますので、そういうところに来られた方に、実行委員になりませんかとか、ご連絡を差し上げてもよろしいですかというアンケートも出していますので、そんな形で自分から手を挙げてやりたいと思う方に集まっていただく。あるいは、事務局からこんなんやっていますが、どうですかというふうな形で声かけをしたりとか。とにかく、充て職とかそういうなんじゃなくて、やりたい人、何か市のために何とかなれへんかなというふうな思いを持った人を集めるというか、そういう組織です。だから、何の資格も何もないです。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。

ちょっとその中身を、僕もはっきり分かってなくて申し訳ないんですけども、その属性とといいますか、例えば男女、年齢であったりとか、そういうなんは特に偏りはなく、いろいろ集まっていらっしゃるという認識でよろしいんですか。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） 若い方というのは少ないです。若いというか、高校生とか、そこら辺は入っていませんが、30代から上というふうなんで、男女はばらばらです。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 分かりました。

それでは、次に行きます。

5 番目です。

主権者教育という部分においては教育方針でほとんど触られていませんでした。社会を担うという意味において、先ほど木下議員の質問にもありましたけれども、やはり選挙とか投票、それとか各種委員会や説明会、懇談会への参加等、政治参加をしていくということは、非常に学校教育においても社会教育においても大切なことじゃないかと思うんですけども、ここの取り組みについてはどうなのかということをお伺いします。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） 5点目の主権者教育についてお答えをしたいと思います。

このことに関しまして、先ほど木下議員のご質問の中にもありましたので、ひょっとして回ってくるかなというふうに思っていたんですけども、学校だけに言われても、大人がどうやねんと、大人の投票率はどやねんというふうなんがあって、結構、だから学校へ学校へというふうにいるんなことがあると言われますので、そんな学校ばかり言わんといてくださいみたいなことも1つかなというふうに思っております。

それから、もう一つは、私は中学校の社会科の教員だったんですけども、中学校の社会科で政治問題を扱うというのは非常に微妙な問題でした。いろんな、例えば、先ほどの原発についてもそうですけども、これに対して賛成か反対か言うて、ディベートと言うて論議をしたらいんですけども、そういうことをすると、何か問題にされるということもありますので、教員自身がそういう政治に関わることというのはかなり萎縮をしています。ですから、あんまり積極的に主権者教育というふうなんで、現場で一生懸命やる先生というのは非常に少ないのかなというふうに思っております。

かといって、そんなんばかりしていたら具合が悪いので、学校内でできる範囲でやっているという状況でございます。例えば、中学校の生徒会の選挙がありますが、この間、野洲北中学校の生徒会選挙を1月にされていまして、私も見に行きましたけども、実際の選挙と変わらなくて、立候補を募って、休み時間を中心に子どもたちがずっと廊下とかいろいろ歩きながら、たすきをかけて選挙運動をやっているという状況でありまして、その応援団が後ろについているというふうな状況でありました。それから、何時間目かちょっと忘れちゃったけども、立会演説会というのが1時間、授業枠で取って、生徒全員がそこへ入って、前で立候補者と、それから応援演説をするというふうなんがありました。そういうなんが終わってから、その体育館の後ろで投票して、自分の教室へ帰るという。投票箱も市役所から実際の投票箱を借りて、ちゃんと記載台があって、同じようなシステムをやっていました。こ

うやって、選挙を身近に感じるというのか、そういうことになっています。

それから、生徒総会というのを開いて、各クラスで質問内容をいろいろ決めたりして、執行部に対して、こういう政策といいますか、こういうことをやったらどうやとかいうふうな、それに対して各部長が答えるとか、そういうようなことも行っています。こういうなんが今、中学校の話をしましたけども、児童会、小学校でも、よく似た、もうちょっとスケールは小さいんですが、そういうこともやっています。

そんな形で、学校における主権者教育というのは、未来の日本を担う子どもたちの育成と訓練の場というふうに捉えています。今後も各学校でいろいろ工夫しながら取り組んでいけるのかなというふうに思っています。今、マスコミ等でよく言われているのは、例えば中学校のいろんな規則、校則というのがありますけども、ここについて生徒会で論議をしていって、自分たちでこんなふうに変えていくというのが、今、あちこちで行っていると思うんですけども、こういうことも1つの例かなというふうに思っています。そうやって、自分たちが声を出して、自分たちで論議をして、自分たちで変えていった、こういう経験を積み上げることによって、それがやがては大人になって、投票行動とか、いろんな主権者として自分がどういうふうに行動するのかということにつながっていくのかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。

まさに教育基本法にも書いてあるように、民主主義の形成者として必要な資質を学ぶということが書かれておりますので、非常に大切なことですし、教育長がさっき政治の課題は難しいとおっしゃっていましたが、まさにデンマークとか北欧ではそういう答えの出ない課題を話し合うことこそが民主主義でありますし、政治を教えるというよりかは、民主主義というものが何なのかということをしっかり理解しないといけないのかな。それは大人もなかなか理解できているとは言えませんが、単純多数決は民主主義じゃないですよとか、そういったことの実践が必要なのかなと思います。

それで、今、教育長がおっしゃっていただいたようなことが実際、今の中学校でも行われているということで、これ、野洲市全体として、やっぱりそういうふうなことをやっていこうというのなのか、たまたまその中学校がやっていたのか、これはどちらなんでしょう。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） 私が申し上げたのは、1つは今、野洲北中学校の例ですが、それはどこの中学校もそういう形で、強弱はあると思うんですけども、いろんな形で子どもたちの自主的な動きというのは、今、かなり活発に行われつつあるというふうに捉えています。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） それでは、次に、市に聞きたいと思います。

6番目、教育指針の今年度の振り返りにもありまして、先日から一般質問の質問にも出ておりますが、図書館の司書の有効性というのがかなり語られております。にもかかわらず、次年度の予算措置に至らなかったということになっておりますが、こちらについて伺います。

○議長（山本 剛） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明） 6点目は、教育委員会の予算に関する質問ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

学校司書の来年度の予算措置につきましては、予算枠配分額の中で、市費会計年度任用職員の任用条件や優先する他の支援員の配置を考慮、検討した結果、予算措置には至りませんでした。しかし、学校司書の必要性は十分認識をしております。今後は、市費会計年度任用職員の配置日数や時間などを全体的に見直し、工夫をしながら、将来的には学校司書を配置できるよう考えていきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 地域ボランティアみたいな話が先日出ていたような気がしますが、そちらは考えられないのでしょうか。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） それは学校司書というふうな位置づけではなしに、図書館を開けていただくというふうな形でボランティアの皆さんに何とかできないかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。

そうやって地域と協力して、予算は予算として確保するというの両方大事かと思いま

す。この地域で何とかしなかったらもう予算がつかないんじゃないかみたいな、そういう懸念で何か動きにくいみたいなことになると、一番本末転倒になるかなと思いますが、そこは大丈夫でしょうか。

○議長（山本 剛） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明） 再質問にお答えさせていただきます。

学校司書の必要性というのは、やっぱりボランティアではできない、資格を持った方の特色というか、ものがございます。今年度につきましては、図書館から1名、勤務命令を出して祇王小学校の整備を図りましたが、やっぱりちょっとボランティアではできない部分が多分ございますので、学校司書というのは必要であると、そういうふうに思っております。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 分かりました。枠予算の取り方についてなんですけど、この教育というものに関して、今、必要ということをおっしゃいましたけれども、必要って、必ず要ると書いて必要ですね。枠予算は、ある意味自由枠みたいなもので、本当に必要なものとあったらよかろうのものといろいろあると思うんですよ。ほんまに必要なものには予算をつけやなあかんと思うんですけれども、そのあたりはどういう認識なんでしょうか、枠予算との絡み。

○議長（山本 剛） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明） 再質問にお答えさせていただきます。

枠予算は市全体の市としての方針として決められたものでございますので、教育委員会に与えられた予算枠の中で、その中で取捨選択というか、優先度を決めて、教育委員会の判断でさせていただいたものでございます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 次の質問に行きます。

総合教育会議というものにおいて、中主小学校における定時以降の電話業務をやめて留守番電話にしたのかな、何かそういうシステムをやったことによって、残業時間が大分改善されたと。それによって、生徒に向き合う時間も増えたりであったりとか、先生の待遇改善にもつながったというような報告をされておりました。残業代が減るということはコストにおいても優位性があるというふうに感じましたし、またほとんど、県内でも多くの市町がこれを導入しているということもそのとき伺いましたが、これを導入しないという

のはどういうことなのか、教えてください。

○議長（山本 剛） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明） 6点目と同様に、教育委員会の予算に関する質問ですので、私のほうからお答えをさせていただきます。

電話対応システムの導入につきましては、一部の学校では固定電話に後づけで接続できる音声対応自動電話の導入も可能ですが、多くの学校は電話交換機自体が古く、そのシステム導入には更新をする必要があります、整備に係る費用が大きく、予算計上までには至っておりません。しかし、システム導入が不要な、費用の支出が伴わない、暫定的な対応案として、学校の電話対応時間を18時までと区切り、緊急な要件は市役所代表電話で対応するなどといったお知らせを保護者にした上で、対応できるよう考えていきます。

なお、未整備の学校へのシステム導入につきましては、大規模改修時などに順次進めてまいります。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ハード面とソフト面で両方の対応ができるというような説明だったと思います。もちろんこれはPTAとか先生も踏まえて、議論をした上で、しっかり説明された上で、その電話対応のことであったりする必要はあると思いますが、これからそれは進めていかれるという、お話しして、説明して、話し合っ、それを18時以降は取れませんかとか、そういうことは話し合いを進めていくという認識でよろしいのでしょうか。

○議長（山本 剛） 馬野教育部長。

○教育部長（馬野 明） 再質問にお答えさせていただきます。

内部的なお話をさせていただきますと、2月に市の組織の働き方の特別委員会、教職員と学校の事務員とか、私も入りましたけども、その中ではこういった案を出しまして、一定承認をいただきました。また、3月1日に校長会を開催しまして、そのときにもこの旨、新年度の5月もしくは6月ぐらいから始めていきますよということをこちらから提案させていただいて、そこでは特に異論はございませんでした。したがって、新年度になりましたら、保護者向けに通知を出して、早い時期に実施してまいりたいと、そういうふう思っております。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） いろんな取り組みをしていくことはいいことだと思いますし、

凝り固まらずに、問題があれば、またその問題に対応していったらいいわけですので、柔軟にしていただけたらと思います。

それでは、次に行きたいと思います。

教育長に問います。教育長にあつては、以前の山仲市長、そして今の栢木市長と、いろんなタイプの違う市長とともに7年間歩んでこられて、多様な経験をされたと思いますが、この市行政と教育行政、教育長と市長というのが違うという、この間における課題というのは何かということをお伺いします。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） それでは、8点目の市行政と教育行政の間の課題についてお答えをいたします。

私は、本市の教育長として7年間、教育行政を預かってまいりました。また、その前2年間は学校指導員として務めましたし、さらに隣町の教育委員会を含めると21年間、教育行政に関わってまいりました。こうした経験から申しますと、市行政、すなわち市長部局との違いは、一言で述べるなら、文化の違いというふうに言えるのかなというふうに考えています。もちろん最も土台である未来を託す子どもたちの育成という意味では、両者は全く同じだというふうに思いますが、ただ、違いは育てるといふ、そういう視点やというふうに思っています。

学校や園は、子どもたちを積極的に育てる場というふうに言えると思います。一方、市長部局は、基本的に役所というのは申請主義ですから、市民の側から動いて、手が挙がることであつて初めて支援するという、そういうシステムになっていると思います。例えば、NPO団体で言いますと、学校園は子どもたちに立ち上げる前からずっと関わって、支援をしていきます。市長部局は、この例がいいかどうか、ちょっとあんまり分からないんですけども、結成された後の活動の支援が中心になるのかなというふうに思っています。始めから人を育てるところか、あるいはある程度育ててからなのかという、ここの違いがこうした人との関わり方の違い、育てるところの視点の違いかなというふうに思っています。ですから、ここはどちらがどうこうと言えるものではなくて、お互いのよさをつなげていく、これがうまく手を結びますと、地域のまちづくりということに最終はつながっていくのかなというふうに思っています。今、本市でも高齢化がどつと進んでいく中で、地域の担い手がどんどん減ってきているというふうなことがありますけども、そこを教育の部分から1つ担っていけるのが、その1番がコミュニティ・スクールかなという

ふうに捉えています。そんなことを考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。

いろんな見方の違いがあるということで、それを埋めるために、さっき言いました総合教育会議というのが開かれておりました。私も見に行かせていただきましたけれども、その目的として書いてあるのが、地域の教育課題やあるべき姿を共有することで民意を反映していくということでした。それで、この民意というのが非常に難しいなと思うんですけども、この教育委員会は5名のメンバーで構成されているんですが、これはもう民意と一応書いているんですけども、なかなかその教育委員会の根拠といいますか、権限というか、あんまり強くはないんだろうなというのを感じております。

一方で、今おっしゃったように、学校運営協議会、コミュニティ・スクールというのがこの理念の場所として立ち上がって、この教育委員会と学校運営協議会という2つのそういったものがある中で、どういったふうにすみ分けしていくのかということがあると思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） 学校運営協議会をそれぞれの校区ごとにつくっていますので、それぞれの地域性がかなり反映されるのかなというふうに思っております。そういうなんを総括する部分としては、教育委員会というふうに捉えております。

以上です。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。

なので、教育委員会にはかなりもっと上位のがらっとした概念的な、本当にそれこそ民主主義とか学びとは何かとか、そういった大きなところでの指導力が必要という意味でよろしいのでしょうか。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） 大きく言えば、そうかなというふうに思っております。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） それでは、最後に、これまで教育長としていろいろご尽力いただいた中で、この仕事の中でここをやり残したとか、これをぜひ次のターンにやってほし

いという教育長の願いがあれば、これを教えてください。

○議長（山本 剛） 西村教育長。

○教育長（西村 健） それでは、9点目のやり残した仕事や引き継ぎたい点についてお答えをしたいと思います。

私は、「人権のまち野洲」という言葉が大好きです。先ほどの木下議員の中でも、「人権尊重のまち野洲」というふうなことが言われていました。私が一番、この野洲で驚いたのは、この言葉を何人もの市会議員の皆さんからお聞きしたことでございます。また、議長がそれはちょっと人権の部分でどうなんですかというふうなことを鋭く指摘をされたりとか、すごいなという、市会議員の皆さんの人権レベルといたしますか、ちょっと言葉がどうか分かりませんが、人権感覚という部分がかかなり高いのではないかなというふうに思っています。それだけ、市民の皆さんが人権ということを日常的に意識されているその証左かなというふうに捉えています。

そんなまちの教育長として、7年間、教育行政に携わってきましたけども、私が、ですから、人権教育を一番の土台に据えて、この教育を進めてきたという思いがあります。本市の大きな特徴であります障がい児教育、今は特別支援教育という言い方をしているんですけども、これもベースは人権であります。学校園では一人ひとりを大事にした教育とか、あるいは不登校の子についても、やっぱりその子の学ぶ権利とか人と関わる力を育てたい、あるいは本人を自立させるという意味で、その子を大事にしたいと、これはもう人権の一番ベースというふうに捉えています。ですから、今日の価値観の多様化とか、あるいは個に応じた教育ということ、これはベースは人権というふうに捉えています。

21世紀は人権の世紀であるというふうなことをかつて結構言われていました。人生、今、100年時代、予測不能な激動の時代であるからこそ、一人ひとりが大事にされ、つながってぬくもりが感じられる教育が今一番求められているというふうに捉えています。そんな教育を引き継いで、発展させていただけたらというふうな思いでいっぱいでございます。

そして、あともう一つ、心残りといいますか、その点は、先ほど最初のほうで論議がありましたけども、社会性の育成についてでございます。子どもたちの集団づくりであるとか、あるいは人間関係づくりという部分だというふうに考えているんですけども、コロナ禍で様々な取り組みが中止、縮小を余儀なくされてきました。これは子どもたちの仲間づくりとかいうふうな部分に大きな影響をきつと与えているのではないかな、それはなかなか

か読めないですから、難しいんですけども、影響は大きいかなというふうに思っています。

学校現場でも、例えば班で座って、話し合い活動、今もやりはしていますけども、前は常時、班で座っていたりとか隣と机をくっつけてというようなことをやっていました。日常的に話し合い活動がもうずっとできたんですが、今は、はい、じゃ、班にくっつけましょうと言うて、班で話し合いの時間だけくっつけるというふうになっていますけども、こういうようなことがもっともっと日常的に班でつながる、あるいはそういうふうな中で人との関係を考えていくという機会、授業での話し合い活動はもちろんですが、先ほど申しました児童会、生徒会などの自主活動もますます活発に行われることで、社会性が育っていくのではないかなというふうに思っています。ここに期待をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 田中議員、もうこの質問はこれで終わられますか。終わられますね。

暫時休憩します。再開を午後1時といたします。

（午後0時00分 休憩）

（午後1時00分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

田中議員。

○3番（田中陽介議員） それでは、午前中に引き続きまして、2つ目の質問に入りたいと思います。

M I Z B Eステーションについて質疑をいたします。

M I Z B Eステーションは市にとっても国・県を巻き込んだ大きな事業となるであろう事業であります。しかしながら、先日、市民説明会に寄せてもらいましたが、非常に人数も少なく、近隣の方が中心となっております。しっかりと周知できたのかなということを感じるものであります。こうした事業は使う側の利便性、または本当に創造性が必要な分野であります。

このM I Z B Eステーションにおいては、野洲市M I Z B Eステーションかわまちづくり協議会というものが設置されております。この協議会についての構成等を調べてみましたところ、市長、それから国交省の所長、それから滋賀県の担当の方、そして土木事務所の担当の方、そして野洲市民からは、商工会長、それから観光物産協会会長、自治連合会の会長というメンバーでございました。行政の関係者プラス恒例のメンバーというような

関係でありまして、野洲市の方は3名という中でした。

この協議会設置の趣意書には、「これらの社会基盤整備により、水辺空間を活用した未来へと繋ぐ持続可能な社会づくりと人づくりの思いを込め、地域の様々な主体と協働するため、本協議会を設立する。」というふうにあります。

そこで、質問したいと思います。

1つ目です。

この協議会について、未来へつなぐ持続可能な社会づくりと人づくりというふうに書いておるんですけども、この未来を担うというふうに書かれていると、やはりそういった多様な世代の参加が必要なのかなと思います。もちろん今入っていただいている方々がそういう方々でないという意味ではなくて、やはりこの属性、このまちづくり基本条例には書かれています。様々な多様な属性、「年齢や性別などを考慮し、幅広い市民参加」ということが市が設置する審議会、協議会など会議の委員の選任にされるべきということが書いてありますが、なぜこういう構成になっているのかということをお伺いします。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） それでは、田中議員からのM I Z B Eステーションについて、ご質問にお答えいたします。

本協議会ですけれども、これは市長に議長として協議会を総理いただく中で、河川管理者の立場で、国土交通省琵琶湖河川事務所、あと県立高等専門学校の事業者の立場で滋賀県総合企画部、あと防災危機管理の観点からの滋賀県南部土木事務所、あと商業振興の立場から野洲市商工会、観光振興の立場から野洲市観光物産協会、地域住民の代表の立場から野洲市自治連合会の代表者で構成しているというところでございます。

当面は計画の策定というところが大事な目的でして、野洲市M I Z B Eステーションかわまちづくり計画の内容、あとその推進に関して、それぞれの立場で代表いただけるという方々を構成員として、この協議会を立ち上げているということでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 今お答えいただきました商業振興、そして観光振興、地域住民の代表として自治連合会長ということなんですけれども、建前としては、これで補完できるのかなと私は思うんですけれども、ただ、本当の部分でいうと、例えばこの自治連合会、自治会というものが、じゃ、果たして本当に多様な世代の意思、意見を集約できて、その

代表としての機能を十分果たしているかとか、その中身の部分、中身と建前を分けるのはなかなか難しいんですけども、例えばこのかわまちづくりステーションの協議会の会議録があります。この会議録の中では、「かわまちづくりという事業に関する予算を確保するためには、地域の方を巻き込み計画を作って申請する必要がある。」というふうにおっしゃられています。「この協議会にて、今後の利活用方法についてご意見をいただき、計画をまとめたいと考えている。一番肝の部分となるので、忌憚のない意見をいただきたい。」ということで、この肝となる部分をこの協議会でつくっていくというふうに考えておりますが、かなり限定的な参加になってしまっているのかなというふうに考えております。

この点において、説明会でも説明はあったと思うんですが、まずこの計画を立てなければいけないという意味で、本当の大枠の概念というか、こういうものをつくっていくということを確定させるための協議会と考えていいのか、本当に中身を深く突き詰めていくのがこの協議会というのを考えているのか、こちらはどういう位置づけなのか、教えてください。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） ご質問にお答えいたします。

まず、計画をつくる中で、まずMIZBEステーションの方針もそうですし、あと、これが出来上がるまでの大きな枠組みの進め方、これは行政組織もそうですけど、地元に対してもどういうふうにアプローチしていくかと。あと、この施設が出来上がるまでにどういうワークショップであったりだとか、あと、そういうフィールドワークを実施するかというような、そういう大きな方向性をこの協議会で確認いただくかというふうに思っております。

あと、実際の中身の話ですけども、この協議会は実行委員会というような2層構造にもなってございますし、そのフィールドワークであったりワークショップを開くときに、その中に参画いただくような方をどういう方にしていけばいいのかというような話もその実行委員会でも議論していきたいと思っております。そういう形で、中身についても、この協議会には確認しながら動いていきたいと思っておりますけども、実質、ワークショップ、フィールドワークを実施するときというのは、それは、また実際の広い世代の方々も含めて、動いていきたいなというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 分かりました。

次、2番目に移ります。

今、説明を受けたことも踏まえてなんですけれども、次の段階で多様な人たちが参画していくということで、この趣意書にも書かれている「地域の様々な主体と協働する」というのは、この本協議会だけの話ではなくて、これは、この協議会にはこの3つの団体しか入っていないが、その後のいろんな実行委員会等の中で、これは設立されているというような意味合いで考えていいのかというのを2点目の意味で聞きます。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） ご質問にお答えいたします。

田中議員がご指摘されたとおりでございます。この計画の推進に当たる中でワークショップ、フィールドワークを実施するときには広い世代の方々に参画いただくというふうに考えております。そのワークショップ、フィールドワークを進める中でも、本協議会におきましては、野洲市の商工会には商業振興の立場で、あと野洲市の観光物産協会には観光振興の立場、あと、地元のやり取りもございますので、その観点としまして、野洲市の自治会連合会には地元の代表の立場で入っていただいておりますので、そういう広い見識をお持ちの方々に、またご意見もいただきながら進めていきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 分かりました。

今の説明を踏まえて、次に行きます。

3つ目の質問に行きます。

この協議会の構成は意思決定のための、計画を進めるためのものというふうに捉えるということでしたので、それはそれでいくとして、ただ、このまちづくりということに関しては、やはり全て決まってからこうですよと、決まった中で何とかしてくださいというような位置づけではなくて、野洲市まちづくり条例にあるように、本当に市民がどう参加できるのかということが重要になってくると思います。意思決定から遠い段階において、多様で意欲的な市民であったり、専門家であったり、商工業者であったりとか、いろんな方を巻き込んで、参加の形で、やっぱり議論を形成していくことが必要なのかなと考えます。

この議事録にもいろいろ上がっていきまして、ワークショップ、フィールドワークなんかもあるんですけど、「より具体的な方向性をお示しする際に、交通網の整備、にぎわい活動をどういう形で地元を巻き込んで進めていくかというところを実行委員会や…」ということで、先ほども実行委員会という言葉が部長からも出たんですけども、この実行委員会というのは、どういうタイミングでどういうふうなつくり方をされるのかということをお教えください。

○議長（山本 剛） ただいま報道関係者が来られましたので、録画、録音、写真撮影等を許可しますので、申し伝えておきます。

岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、実行委員会ですけれども、これは今、現時点では関係機関で構成された人員で行っておりますけれども、これは今後ワークショップやフィールドワークを行う中で、必要な人員も加わっていただく中でこの会は進めていけたらなというふうに思っております。

このワークショップやフィールドワークを今後行っていく中でですけれども、まずテーマの設定というところをしっかりとしないといけないと駄目だと思っております。あと、それを行った上で協力いただける地域のリーダーをどういう方々にするかと、あと参加を呼びかける団体や人数規模というのも決めていかないと駄目ですし、あと日程調整、もう一つ大事な予算の確保というようなところの準備が必要だというふうに思っております。そのような準備を含めまして、来年度中には実施を目指していきたいというふうに考えておりますので、その前段には協議会に提案をさせていただいて、意見もいただいた上で、実行委員会を行って、ワークショップ、フィールドワークを進めていきたいなというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 今説明いただきましたんですが、この準備の段階とおっしゃっていたそのテーマの設定であったり、協力者、共同者の参加の人数であったり、また呼びかけの方法であったり、そういうところを今から決めていかないといけないという説明だったと思うんですが、それを決めていくための実行委員会、それともこれを決めるのは一体どこがどういうふうに決めるんでしょうか。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） 実行委員会は、今、先ほど関係機関で行っているという話でしたけども、このワークショップやフィールドワークを行うというような目的で今のところ実施はしておりませんで、今はどちらかという、計画をつくるための下準備を実行委員会でやった上で、この協議会に諮るために今は実行委員会というのが機能しているんですけども、今後その計画が策定された後にはワークショップであったり、フィールドワークを実施するというので、その計画を進めるための目的が変わってきますので、その段階になったら、その実行委員会の中に必要な方に入っていただきながら進めていきたいなとは思っています。

ただ、実行委員会ですぐ決めるのではなくて、当然、市であったり、あと国交省であったり、野洲川を通して、普段、交流がある方にも事前には声をかけさせていただいて、そういうワークショップ、フィールドワークを実施するけど、参加いただけますかというような話を声をかけさせていただいて、協力いただけるということであれば、必要に応じて実行委員会に入らせていただくと。そういう形で無理のないように地域の方としっかり意見を交わしながら進めていきたいなというふうに思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 今説明いただいた実行委員会は関係機関で今つくっていますと、協議会とは多分別というような認識だと思うんですけど、ちなみに今の実行委員会のメンバーを教えてください。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） 現在の実行委員会のメンバーですけれども、協議会に参加している野洲市、野洲市は都市建設部になりますし、国交省は琵琶湖河川事務所の地域河川課が入っています。あと、県のほうは高専チームの担当部署が入っていますので、あくまで計画をつくるための担当者レベルで集まって、実行委員会をやっているというような、そういう組織だというふうになっています。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 今、ちょっと聞かせてもらった中で、ちょっと怖いなと思った部分が、結局、このテーマの設定であったり、この進め方というのを決めていくときに、この地域であったり、市民の意思決定への参加がないとテーマがずれちゃうと全てがずれ

てくるというようなことになりかねないので、そこを、先ほど調整していただくということだったんですけども、そこはどのようなスケジュール感というか、どういう予定をされているのでしょうか。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） ご質問にお答えいたします。

地域のちょっと意向だとか、この施設をどう扱っていくかというような、聞くタイミングとしては、ワークショップがいい場ではないかというふうに思っております、これを開くと、いろんな多面的な視点からこの施設を使いたいということも含めたりだとか、あと河川にどう触れていきたいかとかという話であったりだとか、あと普段、生活の中で公園にしてほしいだとか、いろんな多分意見が出てくると思っておりますので、そういう形でこの施設のPRも兼ねながら、ワークショップという形でいろんな意見を集約する場を設定すると、こちらから一方的にテーマを決めるというようなことにはならないのかなというふうに思っておりますので、そこはそういう工夫をしながら、どういう施設が望まれているかというような場になるようにはしっかり配慮していきたいなと思っております。

以上です。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） ありがとうございます。

ワークショップというのはそういう意味合いだったんですね。そこで何かワークをするというよりかは、そこをどうしていくかというのを、意見を集めて議論するためのワークショップという認識で。分かりました。今までも、駅前の構想を検討したときとか、いろんなタイミングでそういった市民の方とのワークショップをやってきております。ただ、例年、いつものあれと一緒に、なかなか同じ人ばかりとか属性が偏ったりとかということもあるので、その人の集め方とかどういうふうに周知していくかというところの工夫は必要だと思いますが、その辺の情報共有は庁内とかでされていますでしょうか。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） このワークショップにつきましても、まだこれから企画していくところですので、冒頭申しましたとおり、まずは計画をしっかり立てて、登録をした後で、次のステップでありますワークショップ、フィールドワークでこの施設をどう使っていきたいかというところを、しっかり地元の方と意見を交わせる方法というのを探る中で設定していきたいなというふうに思っております。それを設定した上で、周知の方法と

いうところも併せて考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 分かりました。

まず、計画をしっかりつくっていただくということプラスそのワークショップに参加していく。ただ、これは都市建設部だけでなかなかこのまちづくり全体を俯瞰していく、補完していくことはなかなか難しいと思うので、これ、市の担当はいろいろ分かれていますけれども、政策調整部とか、まちづくり全体の感覚でこれに取り組まないといけないと思うので、その協力体制というのはしっかり取れているのかというところを伺います。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） 私、先ほど都市建設部と申しましたけれども、政策調整部にも入っていただいていますので、そこはしっかり市内で連携しながら動いております。

以上です。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 1つ、ちょっと伝えておきたいなということがあるんですけども、このいろんなワークショップをはじめ、その後の実行委員会に入っていく上で、団体の長とか、そういう俯瞰的に見れる人も当然大事なんですけれども、ほんまの実務的な実行委員会におきましては、本当にその当事者というか、どこまで当事者を巻き込めるかがポイントだと思います。今までなかなかそういう当事者を巻き込むということができていないのかなと思いますし、そこについては、工夫が必要になってくるのかなと思います。担当として認識をお願いします。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） ご質問にお答えいたします。

ワークショップ、フィールドワークを実施するということですが、これはまだこの施設が出来上がって供用するまで時間もございまして、そこはこの施設をまず知っていただいて、どういう形で使っていただくかということの宣伝も含めまして、いろんな方に参画をいただけるような工夫はしていきたいというふうに思っています。ですから、当初は狭い範囲で動き出すかもしれませんが、あらゆる人脈だとかネットワークができていくと思いますので、それを活用しながら、出来上がったときには、この施設の利活用というところがしっかり地元の期待に応えられるようなものになるように、もっと工夫は

していきたいなというふうに思っております。

以上です。

○議長（山本 剛） 田中議員。

○3番（田中陽介議員） 本当に早め早めのいろんなそういった周知が必要かと思えます。

一方で、ちょっと1つ聞きたい、追加というか、関連で聞きたいんですけど、今、いろんなこの経緯等も全ていろいろ説明していただいたのかなと思うんですが、一方で、このM I Z B Eステーションかわまちづくりということ自体が直近に上から降ってきたというか、急に出てきたようなものという認識が市民とか我々の中でも、いつからこの話があったっけみたいなことはあると思いますが、この計画については、その位置づけというか、もともとその国交省とかが位置づけていたものなのかとか、その辺の経緯が分かれば教えていただきたいです。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） じゃ、ご質問にお答えいたします。

このM I Z B Eステーションというのは河川防災ステーションを兼ねておりまして、これは一義的には河川管理施設ということで、国土交通省が災害時の復旧対応等で活用するものになっています。河川管理施設の整備については、これは河川法に規定されておりますけども、河川整備計画というものに位置づけが必要になっておりまして、これは当初でいきますと、平成21年3月の策定のときには水防拠点として野洲川に設置するというようになっておりました。これが令和3年8月にこの計画も改定されまして、その折には先ほどの「水防拠点」から「河川防災ステーション」という言葉になって、計画に位置づけられておりますので、この計画と併せて、今回、高専のほうも設置されるということになりましたので、当該地にM I Z B Eステーションの計画が動き出したということになります。

以上、回答とさせていただきます。

○3番（田中陽介議員） 終わります。

○議長（山本 剛） 次に、通告第9号、第11番、東郷克己議員。

○11番（東郷克己議員） 第11番、新誠会、東郷克己です。

昨日、一昨日の代表質問とは別の、会派としての質問ではなく、議員個人としての一般質問をさせていただきます。

本年度予算においても、土地改良事業費や基幹水利施設維持管理事業など、農業に必要な

不可欠な用水確保について、市としても予算を計上されております。野洲市の全農地に必要十分な水が供給されることにより、私たちにとって必要不可欠な食を生産する産業、農業が成り立ちます。しかし、実状を見てみると、地域によっては、夏場など、最も水が必要な時期にそれが不足し、土地改良区などに相談を重ねているものの、改善されない状況が続いているとの声がございます。これに対しては、市としても、改善に向け、取り組むべきと考えております。見解をお聞きいたします。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、東郷議員のご質問、農業用水確保についてお答えをさせていただきます。

これまで、市のほうに農業用水の不足状況等が寄せられた場合におきましては、その都度、関係いたします土地改良区に地域の農業者の声を届け、対応を求めているところがございます。本市といたしましても、受益地内におきまして、農業用水の不足につきましては、問題であるというふうに認識をしております。賦課金を徴収しております土地改良区において、適切な水管理をしっかりと啓発されるよう一層求めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。また、土地改良区が送水の安定性確保を図る対策を取られる場合におきましては、予算の範囲内において補助金を交付するなど、市といたしましても改善に向け、適切な対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 今、市としてもしっかり問題は認識されているとのご答弁であったと思います。ちょっと踏み込んで再質問をさせていただきたいと思っているんですけども、この地元のほうでは、「水路にアリがはっているんや。」というような声をよく聞きます。もう嘆きとか憤りとか悔しさとか、もろもろの感情がその一言に凝縮されているというふうに思います。こうした下流、下のほうにある地域の苦しさといいますか、困難な状況というのは、なかなか上のほうと言うと、あんまり地域間対立を助長するようでもいかんのですけれども、実際のところ、立場にならないと分からない状況も多々あると思います。先ほど、問題を認識しているということと土地改良区に伝えて改善を求めているというようなお話がございましたが、やっぱり先ほど申し上げたような、ある程度水が流れていたら、せき止めたりしてというのが可能なんですけれども、もうせき止めようも何も、先ほど申し上げたように、アリがはっているという状況ですので、いかんともしが

たいという中で、大変困られているということです。

先ほども初問で申し上げたとおり、何度も相談を繰り返したり、あるいは自らの努力で地域内にある養魚場、魚の養殖をされているところをお願いをして、その水を用水のところに落としてもらおう等の努力をされていたんですけども、これも昨今の燃料費高騰とか電気代の上昇等々で、事業をそもそももう移されるというようなことが発生して、大変お困りになっております。

土地改良区のほうに、先般、私も相談に行ったんですけども、取水量の上限いっぱいまで利用させてもらっているんだと、なので、想定範囲ではこれで十分なはずなんですけどということで、土地改良区のほうも頭を抱えておられるという状況もありました。鍵の1つは、上流の方に事情をよくご理解いただいて、流しっ放しで、下のほうから垂れ流しているということがないようにご配慮いただく等も重要なことかと思えます。市としても、先ほど安定性のための事業には補助もというようなこともおっしゃっていただきましたが、その土地改良区に対しても、もう一段踏み込んでといいますか、必要に応じて指導というようなことも行っていただきたいと思いますが、見解を求めます。

○議長（山本 剛） 西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳） それでは、東郷議員の再質問にお答えをさせていただきます。

用水の関係でございまして、上流部から下流部に水が流れておるというところで、それぞれのポイントポイントにおきまして、取水しておられるというところでございます。土地改良区のほうに、この下流部において水が少ない状況というのを原因把握されているのかというのをお聞かせいただきましたところ、議員ご指摘のとおり、やはり水の取り過ぎがあるという点でございました。その中には、言っておられますようにかけ流し的に使用されている部分があると。必要以上に水を取水し、それを排水されているということで下流部に回っていないという部分もあるとのお話を聞いております。やはり、水を適正に管理していただくというのが一番のモットーになるかなというふうに考えます。公平に水を配っていくためには地域内の水利を十分に把握した上で、きめ細かく、水門なりを操作していく必要があると。そして、最も重要な点になると思えますが、水を融通し合いながら、水利用をしていくというのが最も肝要なことと考えております。

そのためには、やはり組合員さん一人ひとりの意識をどう変えていくかというのが重要であるというふうに考えております。本日お聞かせいただきました、最下流になるがゆえ

に水路に水が全然回ってこないという実状を確かに把握させていただいておるところでございます。そしてまた、皆様のお声につきましても、市のほうとしても、電話なり、直接お聞かせいただいて、聞いて、また伝えておるところではございますが、当然この先、安心して、農業をしていただくためには、やはり水をしっかりと確保するというのは必要不可欠なことであるというふうに改めて認識をさせていただいたところでございます。こうした状況をさらに土地改良区のほうにしっかりお伝えをいたしまして、安心して農業を続けていただくために、安定した用水の供給に向け土地改良区として努めていただくよう、求めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 私が申し上げたいことは十分ご理解いただけたと、今、ご答弁で思いましたけれども、念のため、もう一回申し上げますと、自然水を引っ張ってきてほしいとか言うわけでもなく、無理を言うわけでもなく、それぞれの責任を果たしてほしいということです。このない地域の地元の方も汗は十分にかいておられると思いますし、また、いがみ合いとかけんかするとかいうわけでもなく、市としても、しっかり役割を果たして、今後とも注視をしていただきたいと思いますので、先ほどのご答弁でかなり踏み込んでいただきましたので、再度の質問にはいたしません、ご留意くださいますようによろしくお願いいたします。

では、2つ目の質問に移ります。

滋賀医大との共同研究講座についての質問でございます。

念のために、冒頭に申し上げておきますが、私はこの共同研究の事業を非常に重要と認識している旨、度々申し上げておりますが、今日のこの質問は賛成とか反対とかどちらの立場でもなく、フラットな立場でお聞きをしてまいりますので、よろしくお願いいたします。

昨年に開催されておりましたこの第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定をされる会議に、私は2回ほど傍聴に行きました。そこで、なぜこんな話を申し上げるかと思しますと、私の今一番の危機感というのは、少子高齢化です。2040年問題とか2050年問題とか言われております。昨年の質問でも取り上げましたけれども、団塊ジュニアの世代は209万人出生したと言われております。私より大体10歳ぐらい年下の世代になるんですけれども、その方たちが高齢者になられるのが2040年、後期高齢者になら

れるのが2050年、そのときの人口ピラミッドを見たときに、人口ピラミッドと言うよりも人口逆ピラミッドと言ったほうが適切な、もうきれいに、こまのようなこういう形になります。

今日も小菅議員が非常に切実なお声だと思わすけれども、健康保険や介護保険料の件を質問されておりました。共感する部分もあるんですけれども、この2040年、2050年というのを見詰めたときにどうするんやということで、先ほど申し上げた介護保険事業計画などは、要介護状態になることを少しでも上げるというようなことをその議題の中で検討されておりました。

前置きが長くなりましたが、この滋賀医大との共同研究の非常に重要な部分が、私はそこにあるというふうに思っております、ゆえにこの事業が大事である。野洲市にとって極めて重要であるし、大げさに言えば、日本にとっても重要であるぐらいに思っております。「高齢者が要介護状態となる遠因の1つである骨粗鬆症予防、入院と在宅の間における患者支援の確実な連携スキームの構築を目指し」ということをうたって、滋賀医大との共同研究講座を実施予定です。この事業が成果を上げるための必要な事項について確認をさせていただきたいと思っております。

この研究事業講座が目指す目的は何か、特に重要ポイントについてお伺いをいたします。

○議長（山本 剛） 駒井健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（駒井文昭） 東郷議員のご質問にご答弁をさせていただきたいと思っております。

滋賀医科大学との共同研究講座において目指す目的は、市民が最期のときまで健康に暮らせる支援の仕組みをつくることでございます。先ほどのご質問の中でも重々ご指摘いただきましたように、加齢に伴って要介護状態となる最大の要因が、筋骨格系の疾患と骨折等外因性の疾患の合計でございます。これらをもたらすフレイル症候群やロコモティブシンドロームに関係いたします骨粗鬆症、その他関連する生活習慣病の未然、または重度化を予防するとともに、骨折等で臨床研究の場である野洲病院に入院した後、リハビリを経て在宅に復帰された患者さんの2次予防と再発予防を行うということが、ただいま申し上げます目的達成のためには何より重要なわけでございます。

しかしながら、現実には、骨粗鬆症対策につきましては、患者や市民の意識向上、あるいはセルフプロモーションの広がり、行政における実態の把握についてもまだまだ伸び代が大きい状態でございます。また、2次予防、再発防止対策に関しましても、これは多くの

関係機関が機能的につながる必要がございますが、そのためのスキームがまだ十分に整っていないものと見てございます。

特に重要な点はとのお尋ねにつきましては、これは全てであるというようにお答え申し上げたいところではございますが、1番目に掲げております市と病院と地域の医療・介護の機関・職種が多様に連携して進めるとともに、その機能に応じて適切に分化すること、それに関して、一定共通認識を経て、市民の健康づくりを系統的に支援していく、その仕組みづくりを行いたいというように考えておるところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） 大事なことをかなりお話しいただきまして、なかなかメモし切れていないところもあるんですけども、私が考えているところと重なる部分も非常に多くあったように思います。今現状がばらばらになっているというのが1つの大きな課題ではないかと。それはこれまでの説明でも聞いていたところではございますが、そこをうまく連携させてということであったかと思えます。その中で、特別委員会等での説明のときにも、あるいは今般の予算資料の中の説明の絵が入っていました。特出しで、重要施策のところ、小さな絵が、イラストが入っていましたが、滋賀医大と病院との連携、もちろんここは重要であることは間違いないんですけども、私はそこを、その左側にあった市の取り組みというのが非常に重要ではないかなと。しっかりと、申されましたように市と病院、地域の医療機関との連携、適切な分化等もおっしゃいましたけれども、このその様子によって、かなり成果が変わってくるのではないかなと思います。

現実的にはまだこれからの事業でありますから、若干突っ込んで聞いても答えにくいことがあるかもしれませんが、その辺の、これももう2問目に行きますが、この事業に対する地域包括支援課、あるいは健康推進課としての認識や関わりの想定、あるいは意気込みとございますか、そうしたものも含めて、お答えいただければと思います。2問目です。

○議長（山本 剛） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司） 東郷議員の2点目のご質問、滋賀医科大学との共同研究に対する地域包括支援センターと健康推進課における認識と関わりについてとのことでございますが、まずは、私から健康推進課の視点での認識と関わりについてお答えをさせていただきます。

女性に特化したお話になるんですけども、女性は女性ホルモンの関係で、閉経後に骨

粗鬆症や高血圧、それから脂質異常など、生活習慣病にかかりやすくなるといった健康課題がございます。令和6年度から始まります第5次国民健康づくり運動、「健康日本21(第三次)」では、これまでの乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階であるライフステージに特有の健康づくりに引き続き取り組むことに加えて、今回、胎児期から高齢期に至るまでの人の生涯を経時的に捉えた健康づくりであるライフコースアプローチといった考えのもとで、女性の健康が明記されておりまして、その中の1つに骨粗鬆症が挙げられております。

今般、滋賀医科大学と共同研究で行う骨軟骨代謝・関節機能再建学講座につきましては、健康日本21の理念に沿った取り組みであるというふうに認識をしております、ここでの研究成果を取り入れつつ、野洲市健康づくり計画であります「ほほえみやす21健康プラン」に基づいた取り組みを引き続き推進し、生活習慣病の改善や健康づくりに取り組むことで、市民の骨粗鬆症予防対策を実施し、健康寿命の延伸を図る、こういったことが健康推進課の役割であるというふうに考えております。

私からは以上です。

○議長（山本 剛） 田中健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（田中源吾） それでは、私のほうから地域包括支援センターの視点からの認識についてお答えをさせていただきます。

滋賀医科大学との共同研究によりまして、入院時から地域での生活を見据えた支援につきまして、病院の専門職と地域の専門職の連携が確立されることによりまして、途切れない支援を可能にする仕組みが構築できるものと認識をしております。整形外科的手術後の人が、入院中に受けたリハビリを退院後も地域生活の場に合った形で継続することや骨粗鬆症の治療を継続することで、再度の骨折を防いだり、手術前の日常生活に戻れることが期待でき、健康寿命の延伸や介護予防につながるものというふうに考えております。

このように、医療や介護予防が包括的に確保されることで、第9期介護保険事業計画の地域包括ケアシステムの深化に向けた取り組みになるものというふうに考えております。

以上です。

○議長（山本 剛） 駒井健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（駒井文昭） 私のほうからは、両部長と、健康福祉部長と高齢者の政策監のほうに申し上げられましたことを当然、承知もさせていただいておりますが、もう少し私なりの言葉で、今回こういった形で、課題のところを事業化して、

スキーム化していきたいかというところを申し上げたいと思います。かなり現実的な、リアルな話になるわけですが、野洲病院のほうに入院されて、先ほどの1答目の答弁でも申し上げましたけれども、急性期で治療を受けられて、大体回復期リハビリテーション病棟は最長3か月なんですけど、大体2か月少しで退院されるのが一般的でございまして。その間、病院の中で病院リハというものを毎日、長い方で数時間、リハ室にも行ったり、あるいはベッドサイドで、主に理学療法士からのそういったリハビリなどを中心に、機能を高めていかれるわけなんですけど、そこでかなりその数値というか、FIMという一つの数値があるんですけども、かなり高いところまで上がって、これで在宅へ行っても大丈夫だろうということで普通退院されるわけですが。

ところが、どうしても、やはり病院の中でやっていたリハビリテーションのその頻度等々といざ在宅に戻って、介護サービスなり、そういった訪問系のサービスであったりとか通所リハであったりとか、通所系のサービスで行うリハビリテーション、どちらも質的にどうこうという意味じゃなくて、その人に着目すると、どうしても、やはり病院ほどのインプットはなくなるわけですが。

加えて、これはそんな一朝一夕のことではないんですけども、やはり骨粗鬆症を患っておられて、筋骨格系の、骨折等、腰椎の圧迫骨折などで入院された方、ちょっとパーセンテージまでは把握していませんけれども、一定の率で、またお戻り、お帰りいただくと、病院のほうにまた戻ってこられるという患者さんが、実は一定のケースであるわけですが、こうならないように、病院から地域に戻られる際に、今、これは診療報酬の対象にもなっておりますし、オールジャパンの制度として、野洲病院を退院されるときに診療情報提供書というものを必ずお持ち帰りいただいて、ケアマネジャーさんであったりとか主治医の先生に情報提供しているんですけども、そういった形式的な情報提供だけじゃなくて、実際に病院の中でその患者さんをお預かりしている間に、ケースワーカーが退院後にこういうサービスなり、プランをしたらいいんじゃないかということを一定考えた上で、地域の今度はケアマネジャーさんにそういったものをお伝えしていく。当然拡大カンファというカンファレンスで、そこらあたりは一定調整をした上で、後に退院はしていてもらっているんですけども、なかなかそのあたりで詰めがなかなか整わない部分があって、ご本人の意向とか家族の状況がそこに左右してくるケースも多いんですけども、なかなか在宅に戻っていただくからの、いわゆるADL向上に向けた取り組みが継続しないという、この辺がいかんともしがたい、今、課題としてあるわけですが。

そこで支障になっているのではないかと、今、これは私見も入ってございますけども、考えるのが野洲病院のほうでどこまでを守るべきか。守備するべきか。その先、どこからが地域がしっかり引き継いでやっていくべきかという、その線引きが若干あやふやな部分も今正直ございまして、これが機関連携と申し上げましたけども、それぞれの機関の中でトラブルというわけじゃないんですけれども、うまく調整ができなくて、結果市民の方がお困りいただくという、そういう事態になることがあるわけなんです。

このあたりを今回の共同研究事業では、野洲病院の係るスタッフにもプロジェクトチームに参画してもらっていますし、地域包括支援センター、あるいは健康推進課の職員もその当該プロジェクトチームに入ってもらっている。あと、居宅介護支援事業所、これは野洲病院が管轄しているところですけども、そのスタッフも当然入っていただく。そういった中で、病院と地域が1人の患者さんに着目して、どういう形で支援計画を立てて、かつ実行していくかというところをもっとスキーム化して、プロトコル化して、形にしていきたいなというところでございます。

議員おっしゃったように、今の段階であまり市の思いばかりを申し上げますと、共同研究でございますので、大学のほうの意向も十分酌む必要があるわけでございますから、あまり申し上げ過ぎることもできないわけなんですけれども、午前中の一般質問の中で小菅議員がおっしゃった、これは介護報酬に着眼して、その辺のスタッフの確保がなかなか難しいというような答弁も政策監のほうからございましたけれども、実はそこで、やはり重要になってくるのが、この絵の中にある地域側の体制なわけでございます。

滋賀医科大学の整形の今井教授が一言おっしゃるのが、訪問看護師、訪看さんがもっと頻繁に訪問できる、そういうことが現実的には求められるだろうなということを雑感としてこぼしておられましたけれども、そういったことも含めて、課題も恐らくこの研究をしていく中で明らかになってくるというように思っています。当然スキーム化して、実行できるフェーズに持っていきたいとは思っていますけれども、市だけではどうしようもない、そういった課題も見えてくるかと思っておりますので、政策的な議論をしつつ、具体的な事業を試行してみたいというように考えているところです。ちょっと地域連携のほう、このスキームの絵の話がございましたので、そちらに特化して、骨粗鬆症を置いておいて、今申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） それぞれ地域包括と健康推進と、また地域連携等でお答えをいただきました。最後にお答えいただきました地域連携の特にお話などは、おっしゃいましたように、やる中で課題も多分いろいろ出てくるのであらうと思いますし、また同時に患者さんに害のある失敗はいけませんけれども、いい意味で失敗を恐れずにいろんなことをチャレンジして、その課題の克服のために取り組んでいただきたいと思いますので、期待を込めて、お話をしておきます。

1点、ちょっとご答弁の中に入っていなかったように思ったので、再質問をさせていただきます。

骨粗鬆症というのは、かなり若年期からの取り組み、予防と言ったらいいのか、例えば栄養の摂取ですとかが重要というふうに聞きました。何か数字が間違っていたら、訂正いただけたらと思いますけども、何かもう20代の頃からとか、相当若いときから、やはり食事等に気をつけないとみたいなことをお聞きしたんですけれども、一方で、この若年期へのこうしたことの啓発というと、骨粗鬆症という、もう病気の名前自体が何か高齢者の病気みたいに思われている、正直、私もそうでしたので、ところがあって、難しいとは思いますが、その辺のちょっと計画なり、想定等がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山本 剛） 吉田健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司） 東郷議員の再質問にお答えをいたします。

若年期からの取り組みが非常に重要ということは認識をしております。ちょうど今年、食育推進計画という計画の見直しを行ってございまして、この中で、骨粗鬆症に特化してということではございませんけれども、若い頃からバランスの取れた食事をするこの大切さというのをお伝えをさせていただいておりますし、また妊娠をされた女性に対しましては、母子健康手帳の交付のときに、別冊の資料としてバランスのよい食事を取ることで、そういうふうな弊害を防ぐというふうなことの啓発等も行わせていただいております。

以上です。

○議長（山本 剛） 東郷議員。

○11番（東郷克己議員） いろいろお答えいただきました。野洲市にとっても、市民にとっても、非常に重要な分野のことであると思いますので、まずは各部署がしっかり連携していただいて、タッグを組んでお取り組みいただきたいと思います。

お願いを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山本 剛） 次に、通告第10号、第1番、村田弘行議員。

○1番（村田弘行議員） 第1番、村田でございます。よろしくお願いいいたします。

水路の占用許可についてお伺いいたします。

写真の下側になりますけれども、当該水路（永原地区）の水路占用許可をしているところがありますけれども、野洲市道路河川課は許可を出されているのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） それでは、村田議員からのご質問にお答えいたします。

写真に写されております水路ですけれども、これは法定外公共物に該当します。法律に該当しない、河川法、道路法に該当しない公共物になってきます。これにつきましては、野洲市法定外公共物管理条例と、あと、同管理規則の規定にのっとり、許可を出しております。本件の水路につきましては、その基準に沿いまして、平成30年6月と令和2年1月に占用許可をしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 村田議員。

○1番（村田弘行議員） 許可をされているということでございますけれども、その水路に見えているとおり、土のうを積んで鉄板を敷いていると。隣接の許可も、要するに鉄板が触れるところ、その許可は取られているのでしょうか。お聞きいたします。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） 申請に該当する施設につきましては、許可をしております。

以上です。

○議長（山本 剛） 村田議員。

○1番（村田弘行議員） そのお宅は「同意していない。」と言ってらっしゃるんですけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（山本 剛） 岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一） 申請者からの書面の中には、先ほどの法定外公共物の条例と管理規則にのっとり書類を出していただくんですけども、そこに権利関係者の同意書ということで、隣接する所有者からも許可をいただいておりますので、適正な手続をしているものと認識しております。

以上です。

○議長（山本 剛） 村田議員。

○1番（村田弘行議員） 分かりました。ということは、その奥様が勘違いされたということで、私のほうに相談に来られたということです。また、確認をしておきます。

では、次に、第2番のゴミステーションの新調については、誠に勝手ながら取り下げさせていただきます。

最後の質問になりますけれども、野洲病院整備の機械設備工事の増額変更の契約についての質問でございます。

熊谷組JVさんが取られているということで、石原裕次郎の「黒部の太陽」、黒部ダムのところのトンネルの水漏れを施工したすばらしい名門の業者でございます。そこが落札金額82億1,900万円。96億円のうち、82億円ということで、物価スライド、余裕があるなと思って見ていたんですけども、当初1万6,000平米。1万4,850以上の規定を大幅に上回って、1万6,000平米の6階建てのコンペに削減されたということで、終わったら、51万円でコンサルさんが出してきはりました80万円や、これは直近の同等の平米単価、そういうやる気のないところの平米単価が75万円というところでございますけれども、やればできるんじゃないか51万円と思うんですけども、その辺は、当局はどうお考えでしょうか。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 村田議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

議員がおっしゃった80万円や75万円という平米単価は、当方が10月4日の特別委員会でお示した75から85という平米単価であろうと思いますが、それは機械設備工事を含めた全体額の想定の平米単価でございます。一方、今回村田議員が述べられました51万円という平米単価は、今回の当初の落札額82億1,900万円という機械設備工事費を除いた契約金額を当該事業者が提案した1万6,045.74平米という総床面積で割った平米単価でございます。分子も分母も違ってございますので、開きがあるのは当然だという認識でございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 村田議員。

○1番（村田弘行議員） 分かりました。設備さん以外のコンサル、躯体土木、外構、いろいろなサブコンさんがあると思うんですけども、そちらのほうにそのしわ寄せがいつ

ていないのかどうか、お聞きいたします。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 村田議員の2点目のご質問にお答えを申し上げます。

ご心配されている機械設備以外のサブコンも機械設備のサブコンと同様に技術員が不足しており、かつ同じように元請に対して対等の立場にある状況でございます。「しわ寄せ」とおっしゃっておられる意味が若干不明瞭ではございますが、あるのかないのかというご質問に対してお答え申し上げますと、そういったことが生じる道理はないという判断をいたしてございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 村田議員。

○1番（村田弘行議員） 22億円の予算、債務負担の予算の増額時、設備、給水関係は除外とは明確にされておりました。このことはストーリーがコンサルさんの思いどおりになっているのではないかと思うんですが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 村田議員の3点目のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

議員がおっしゃることが不明瞭でございますため、お答えをいたしかねるところでございます。

○議長（山本 剛） 村田議員。

○1番（村田弘行議員） 要するに、広く安い提案、それから選考委員会での絶賛を浴びる。コンサルさんの筋書きどおり、要するに入札はしない、こういうご時世ですからとか、いろんな資料をつけてきて、15日に病院説明会を開いた翌日の2月16日に強引に契約してしまうと。それで、設備の金額は何ら値切ることなく、満額回答ということになりました。そういうことの当局の見解をお聞きしております。どうぞ。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 4点目のご質問にお答えをいたします。

まず、機械設備工事の整備手法については、初めからどのような手法で整備するか決まっていたわけではなく、10月4日の特別委員会の資料にありますとおり、契約後の適切な時期に改めて算定し、当該受注者との協議を踏まえて、継続的な整備ができるように対

応したところでございます。新病院の整備の事業者の選定について、コンサルが意図して事業者の選定に関与したり、仕向けたりというようなことは厳にございませんでしたし、通告書の段階、ペーパーで出てきたときにはさほど思わなかったのですが、今、ご質問のお声で聞いておりますと、何や、すごいことをおっしゃっているように思うんですけども、これ、問題ございせんか。何か根拠に基づいて、こういうことをおっしゃっているのであれば、それは甘んじて批判ということになろうかと思うんですが、根拠がない中でおっしゃっていただいているのでありましたら、これ、誹謗中傷になります。刑事責任の対象になります。そのあたりを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（山本 剛） 村田議員。

○1番（村田弘行議員） 82億1,900万円の契約を11月27日に結ばれたと。これは基本設計、詳細設計、工事監理を含む金額のものです。また33億8,000万円を2月16日に結んでおられます。この時点で116億円。また、分離発注するということになっていますから、それは酸素の配管とか、非常に特殊な工事を入札するということになっています。その残りを債務負担の予算119億円から引くと、あと3億円しか残りません。これだと、設計を分離して、その設計に基づいて、横並びで各業者に入札させたほうがほぼ100%の入札よりも安くできるんじゃないか、そういうことを言っております。総合評価という名目で何か公平にやったように見えますけれども、結局はトータルすると119億円、マックスをこの業者は受け取ることになります。そのあたりをお聞きしたいということでございます。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 今のご質問についてご説明をさせていただくことになりますと、10月4日の特別委員会の資料、それと先般の2月16日の特別委員会の資料、さらには10月6日の全協での説明、その後の本会議での質疑全てをもう一度申し上げる形になってしまうようなご質問をいただいているというふうに私は今聞き受けてございます。村田議員がおっしゃる、恐らく設計と施工を分離して、通常の入札ですればいいじゃないかというご意見なのかもしれませんが、まず一括発注ですということ、これも議会の中でご説明をしてご承認をいただいた上で、一昨年12月の議会で債務負担行為を一旦いただいてございます。そういった、今の野洲市民病院の整備事業のこれまでの長い間に費やしてきた時間であるとか、市民が新しい市民病院を待ち焦がれている状況、あるいは今の野洲病院の現病院の極めて劣化した状態などを考えますと、踏み外すことはで

きない、そういう状況の中で設計施工一括発注、あるいは、いわゆるデザインビルド方式ですね。そして、あとその事業者が、建設市況が大変厳しい中で、募集がなかなか難しいというようなところから、11月で債務負担行為を引き上げていただいたり、様々な、我々からしてみたら、大きな障壁でございます。普通どおりいかない。村田議員おっしゃる、普通どおりやったらいいじゃないかというご意見なのかもわかりませんが、普通どおりできないような環境の中を少なくともこの2年間、新しい場所が定まってからは、一歩も踏み外すことが許されない中で、職員一同、必死になって、管理者、市長のご指示をいただきながらやってきたわけでございます。今さらそのようなご提案をいただきましても、いかようにご答弁をさせていただいたらいいのか、全く私の中で答えが見つからないというようなことを申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 村田議員。

○1番（村田弘行議員） 総合評価、それから何とかビルド方式というのは分かります。でも、結果的に、急ぐあまり、後ずさりできないというか、後戻りできないあまり、業者の言いなり、コンサルさんの言いなりになったのではないかという質問なんです。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 村田議員のご質問でございますが、業者の言いなり、コンサルの言いなりというふうに今明言されておられますが、何か根拠を持って、この公の議場で申し述べられておられるのか、私は非常に不安でございます。もし、それが根拠があるなら、ここで申されるべきだと思いますし、ないなら、先ほども申し上げましたけれども、刑事マターですよ、刑事マター。刑法の信用毀損罪という犯罪がございます。そういったものに該当するほどのことをおっしゃっておられると、私は今聞いてございます。

○議長（山本 剛） 村田議員。

○1番（村田弘行議員） 結果的に119億円を満額で取っているということが根拠でございます。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 村田議員のご理解をいただくために、なぜそういう119億円満額で取っているかということを端的に申し上げますと、今回の設計施工一括発注の入札につきましては、予定価格を明示して執行してございます。なおかつ、価格

点が全体100%のうちの20%です。総合評価でございますので、残り72%が技術提案、残り8%が実績点でございます。これ、事業者の作戦として、当然、広い面積を取って、価格点じゃなくて、提案点で勝負してくると。これはそうじゃない事業者も一部ありましたけど。そういう作戦に基づいて、事業者がしっかりと契約の相手方となられたという。これも今回の制度の、大変申し訳ない言い方になりますけれども、当然の形、結果ということでございます。想定されるべき内容でございますので、何らご不信をいただく点ではないというように存じます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 村田議員。

○1番（村田弘行議員） 私の刑事マターまで言われてのことなんですけれども、今まで、一身に背負って、無理な質問や議員のとんちんかんな質問に真摯に答えられてきた現政策調整部長と今の駒井政策監には、大変ご苦勞であったと思っております。しかし、22億円の債務の負担を議会に同意をもらうに当たり、あのあたりから駒井政策監が壊れていったなと思っております。投げやり感が答弁に出てきたり、あと滋賀医大の整形外科医の増員調整や研究室の設置の予算等、大変ご苦勞されたと思います。そのあたりから病院の整備委員会で、私の質問に、「そもそも総合入札をわかっているんですか。」とか、他の議員には失礼な回答されたりとかされていまして。非常に心配しておりました。いろんなことがあったんでしょう。それで前回の議会の際に、栢木市長がしらふで空でとうとうと述べられて、非常に私は感銘を受けました。部下思いの親分だと思いました。

ですから、そのことは置いて、資料のない中での総合評価の点数が、私は前回の点数を見て、これだけ差が開くものなのかと思ったのは事実でございます。ですから、「他の業者はどう思ってるんだ。」と聞いたら、「総合評価を分かっていないですね。アグリーを求めるなんて。」ということを言われました。だから、この時点で、突出した総合評価の点数を取って、なおかつ入札等をすべき設備の工事をコンサルの意向で、いろんな数字を並べて、急ぐあまり、満額回答でやると。満額回答ですよ。それも審査会があって、「ちょっと高いぐらいですね。」とか言って、あれになりましたけれども、そこまで精査はしてありませんが、それで119億円です。その辺をどういうふうに見るのか。総合評価の意味があるのか。ただ、手続的には正当な手段でしょう。でも、その辺を疑問に思ったから、一般質問をした。何ら力が働いているとは少しは考えましたけれども、今の時代できないことですわ。でも、コンサルさんが全てを見て、野洲市を説得できるようなそんな資

料でしたね、今回も、前回も、22億円のときも。その意見を前回も述べて、そしたら、答えられませんでしたけれども、非常にそのあたりから思いどおりになっているというのが、これは野洲市の財産ですから、ちょっとでも安く、ちょっとでも早くというのは、最初の意図だったと思うんですけれども、結果的に一番高い金額。一番最初の平米単価は62万円でした。その90%が落札価格だろうということで55万円だったかな、何かそんな数字が公の書類で出ていました。90%の落札価格だったんです。結局は20億円増えて、119億円の満額に結果なったわけですね。その辺が、どうですかね。お聞きします。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

（「議長、暫時休憩を求めてよろしいですか。議長、休憩動議です。すぐ終わります。」の声あり）

○議長（山本 剛） 暫時休憩に賛成される方はおられますか。

（賛成者挙手）

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。

（午後2時28分 休憩）

（午後2時30分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

村田議員。

○1番（村田弘行議員） いろんな、私への刑事マター案件ということは言われて、これはちょっと今までの駒井政策監じゃないなと思っていたので、その中で話をした中に「壊れていった。」ということの言葉を述べました。非常に。訂正いたします。

（「議長、動議。暫時休憩」の声あり）

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。

（午後2時31分 休憩）

（午後2時34分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの益川議員の動議につきまして、賛成者の方はおられますでしょうか。

（賛成者挙手）

○議長（山本 剛） 賛成者の方が3名おられましたけれども、益川議員の動議を認められますでしょうか。

（「違う。人数があったから、次は本人がそこで演壇に出ていかな。動議の内容を申さないかん。何を動議するのか。」の声あり）

○議長（山本 剛） 益川議員、ちょっと前へお願いします。

益川議員。

○10番（益川教智議員） それでは、動議の内容を説明いたします。

先ほどの村田議員の発言の中で、駒井政策監に対する「壊れていった。」という発言が、これはやはり不適切だと考えます。村田議員からの訂正を求めたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。

（午後2時36分 休憩）

（午後2時45分 再開）

○議長（山本 剛） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

村田議員から発言を求められておりますので、これを許します。

村田議員。

○1番（村田弘行議員） 先ほどの私の発言の中で不適切に、「駒井政策監が壊れていった。」という発言をいたしました。撤回いたします。申し訳ございませんでした。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 私のほうからも、一言、発言の撤回とおわびを申し上げたいと思います。

先ほど、刑事マター、刑事事件どうこうを持ち出しましたことに関しまして、私の私見で申し上げたことではございますが、不確定な推測に基づく不用意な発言で、不要な発言でございましたので、撤回をさせていただき、村田議員におわびを申し上げるとともに、議員各位にも深くおわびを申し上げたいと思います。どうも申し訳ございませんでした。

引き続き、答弁をさせていただきたいと思います。

村田議員からご質問をいただいております内容でございますが、今回の選定を受けた事業者の評価が突出しているというご意見をいただいたかと思っております。実際数字で見ますと、1位と2位の差、2位と3位の差等々を見ますと、等しいとは申し上げませんが、それなりにばらけているものでございます。実際、今、病院のほうで設計をいたしてございますが、非常に優れた提案であったという感想をスタッフ一同が持ちながら、おかげをもって、スムーズに基本設計が進捗をいたしておるわけでございます。専門の先生方、医

療を熟知した先生方等々によって選定をいただいたわけですので、今回選定された提案が技術評価点で一定高い得点を得たということは、納得できる範囲でございますし、必然であったのではないかなというように感じるところでございます。

それと、コンサルタントがいろいろと段取りをして、不適切な発言かも知れませんが、絵を描いてやっていった結果ではないかというようなご不信を議員の豊富な、こういった建設業界における豊富な経験からお感じになっておられるのかもわかりませんが、当該コンサルタントにつきましては、我々は支援を受けているわけでございますが、施主である我々をしのいで意見を申し述べたり、あるいは意思決定の場に参画するというようなことはいたしてございません。

特に、事業者選定の業務を振り返りますれば、一切、そこに4社の事業者の評価に関してですが、素案たりともつくっておりません。これは業務の内容をひもといていただければ分かることでございますが、よい悪いということに関して、その4社の事業者の、いわゆる評価という部分に関して、当該事業者は極めて距離を置いて、我々にアドバイスをしてくれたということ、これは私の主観でございますが、そのように感じてございます。そこまで注意をして、なおかつ本当に黒子になって我々の今回の契約支援、まだ今現在、設計支援に入っておりますが、を本当に真摯に取り組んでくれた事業者でございますし、ただいま謝罪を申し上げ、それに言い訳がましく聞こえるかもしれませんが、つい思いが高まったものでございました。申し訳ございません。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 村田議員。

○1番（村田弘行議員） 再々質問をします。

基本設計、詳細設計、工事監理で、最初の金額で4億3,000万円ぐらいの割り振り予算が組まれておりますけれども、これは実態ベースで、こういう設計業務は、例えばフレキシブルであり、あつてないような金額であり、委託業務でも取りたいときは半額近くで取りに行くというような設計業務でございますけれども、それは病院の価格の評価には反映されているのでしょうか、お教えてください。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 村田議員のご質問でございますが、今回というか、11月に行いました契約は設計施工一括発注でございますし、価格点に関しては、ご指摘の基本設計の費用、実施設計の費用、工事監理の費用を全て含んでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 村田議員。

○1番（村田弘行議員） では、不当に安い金額とか、そういうふうな金額ではないという事で理解してよろしいのでしょうか。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） ご認識のとおりで間違いないと考えます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 村田議員。

○1番（村田弘行議員） 債務負担の予算22億円を増加するときに、人材不足、資材不足の話がありましたけれども、先般、今月に入ってから、友人からちょっと3末であり、忙しいから手伝ってくれということで、作業着を着て、現場に行っているわけなんですけれども、滋賀県の入札とか、いろんな話を聞きますけれども、予算が大幅に増えたり、一件一件増えたりとか、こういうことは滋賀県ではないと聞いていますけれども、この病院関係は特殊な案件なのかどうか、ちょっと金額も大きいから分からないんですけれども、国交省予算とかその辺の予算でも、こんな20億円も増えたりとかいう案件は聞いたことがありません。その辺、当局のお考えはどうでしょうか。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 村田議員のご質問でございますが、滋賀県内の情報をおっしゃっておられますが、どういった工事の、スケールも含めてでございますが、またどういった事業者が受注をされているどういう工事なのかということをはっきりしない中で、申し上げるわけにはいきません。

あと、今、ロジカルにお答えをしようと思いましたが、今、手元に建設価格の推移、実績をまとめた書籍もございませんものですから、滋賀県で今、直近どうなのかということは何とも申し上げられないところでございます。ただ、先般の特別委員会の資料でも申し上げましたように、建設物価調査会の建設指標でございますが、2023年の年度末にかけての指標で申し上げますと、118が121まで伸びてございますし、これはまだ指標化されていない部分かもわかりませんが、1月1日の能登の震災によって、今までのこの状況が軽快しているという判断にはなり得ないのではないかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 村田議員。

○1番（村田弘行議員） ありがとうございます。

では、最後の質問に移ります。

6番、面積が大きいことは、ワンフロア分、材料も余計にかかっていると。他の業者が5階建てが6階。ということは、それでもって、満額使い切っているということになりますと、今言われたように、能登の地震とか万博問題とか、あと着工するまで1年、2年あると思います。その中で物価スライドをされるということなんですけれども、物価スライドの余白がありません。再度、また債務負担の同意を議会に求めるんでしょうか、お聞かせください。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長(駒井文昭) 村田議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご懸念いただいていることは、確かに我々も懸念いたしていることではございますが、今、これまで、いわゆる建築指標が伸びてきているのは、材料の部分も、資材もございませけれども、いかんせん、人件費の伸びでございます。こういったことを考えますと、人件費が今は上がってきているけれども、一旦上がった人件費が事が過ぎたから1年後に下がるということは、これは想定しがたいことではございますので、ですから、今、村田議員がおっしゃったようなご懸念になるんだらうというふうには思いますが、もちろん物価スライドは適切な基準に基づいて、これは契約に基づいて対応してまいらなければならない我々の義務でございます。ですから、その計算結果が、今確保いただいている債務負担行為の限度額を超えるようなことになれば、甘んじて、債務負担行為の増額の補正をお願いせねばならないということももちろん想定されるわけでございます。

ただ、そうならないように、今現在進めている基本設計において、バリューエンジニアリング、いわゆるVEです。あと、コストダウン、CDと言われる部分ですけども、そういったことを懸命に考えながら、これもコンサルの支援を得ながら、考えながら、少しでも上がっていても天井につかえないように、落とすような手法を一生懸命考えているというところでございます。これがデザインビルドというものでございます。実際、あと今後発注する医療ガス等の設備工事につきましても、現在のところ、残る額で賄えるものと試算してございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 村田議員。

○1番（村田弘行議員） その119億円なり、いろんな金が入っています。それはもう建設とか躯体工事とか、要するに建物の値段ですわね。それにソフトの金額とか、什器というふうな食器とか、いろんな備品、機械設備、レントゲンとか超音波とか、総トータルの事業費はおいくらぐらいになるのか、お教えてください。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） すみません。通告をいただいている、想定できない範疇のご質問でございますので、手元に資料はございませんが、議員おっしゃるように今申し上げております119億3,300万円というのは設計施工、工事監理、これらの今現在、設計会社と工事会社に対して、想定される部分の限度額でございます。

あと医療機器であるとか中の什器、それと引っ越しの費用でありますとか、そういったものについては、基本計画書に掲示していたかと思っておりますので、こちらのほうで、そこに掲載したということをお願いして、ご答弁とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 村田議員。

○1番（村田弘行議員） 安全第一、品質第二、生産第三という言葉があります。無事故で工事を終えていただくのは当然として、工事監理もJVの中に入っているということですから、しっかりと品質を見てもらって、安い材料で、薬品というジェネリックというんでしょうかね。安い材料で品質が悪くなるのは非常に困るので、その辺を見ながら、業者にももうけていただき、工期も守っていただくというのが一番だと思います。その辺の期待を込めて、栢木市長、何か一言お願いできますか。すみません。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 突然のご指名で少々驚きましたですけども、もちろん安全第一、安くいいものをというのが我々、我々という言葉はふさわしくないかもしれませんが、私も民間人でございますので、いいものを安くというていで施工していただけたらというふうに望んでおります。

以上、お答えいたします。

○議長（山本 剛） 村田議員。

○1番（村田弘行議員） 以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山本 剛） 暫時休憩します。再開を3時20分といたします。

（午後3時03分 休憩）

(午後3時20分 再開)

○議長(山本 剛) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

岡崎都市建設部長より、発言を求められておりますので、これを許します。

岡崎都市建設部長。

○都市建設部長(岡崎慎一) 先ほどの村田議員から水路占用許可について追加質問いただいた件で、少し訂正がございます。

質問の内容が本件水路に隣接する方との同意を取れているのかということをご質問いただきました。私は「同意を取れています。」というような回答をさせていただきました。正しくは「同意は取れていない。」ということですので、ただし、この水路に関わる公共物の管理が保たれているということを確認するために、上町自治会長のほうには同意をいただいているということになります。ですので、こういう法定外公共物の許可を出すときは、この施設が公共性が保たれているかということを確認するために自治会長、もしくはそれを利用している土地改良区等の確認は取るんですけども、隣接している方には同意は取らないということです。ただし、権利関係者の同意を取る場合がございます。これはこの水路を廃止処分して払下げをするというようなことに関しては、同意を取るという必要が出てまいりますので、そういう場合は取るんですけど、今回はその内容に当たらないということになります。

ただし、今回質問いただいたきっかけが、きっと隣接されている方がこの水路に関して、少し何かおっしゃられたりということがあるということだと思いますので、ちょっとそこはしっかり内容を確認させていただいて、原課のほうでも、何か対応させていただければと思います。

以上、訂正させていただきます。おわび申し上げます。

○議長(山本 剛) それでは、一般質問を続けます。

次に、通告第11号、第17番、岩井智恵子議員。

○17番(岩井智恵子議員) 第17番、新誠会、岩井智恵子でございます。

野洲市民病院の入札方法について質問をしたいと思います。

市広報で市長からの新年のご挨拶文に、「新病院整備事業につきましては、昨年の11月に、総合体育館東側市有地で整備を行うための設計と建築工事を一括発注することができました。新年度はいよいよ地域医療の拠点施設の建築工事に着手する予定」と記されて、市広報、あるいは議会だより、新聞報道が情報手段の市民にとっては、いよいよ市民病院

整備が着手の朗報かと胸をなでおろす人や、また入札方法の疑問を投げかける人など、様々です。私としては後者で、公共工事でありながら、大胆とも言える手法がまかり通るのか、違法性については、法律上ぎりぎりの線ではないか、当初からこのように心配して、一般質問でも言い続けてまいりました。

質問に関しては、執行部からも、もう既に説明を尽くしている、理解を得ている、議決されているとの指摘を受けるかもしれませんが、今回の一連の入札等の手法には、まず不当や違法性がないこと、また違法と評価される可能性があってはならない。これは今さら言うことではありません。私たち一部、有志の議員で入札他について、セカンドオピニオン、サードオピニオンと相談してまいりました。重複した質問はあると思いますが、思いつきやそんなもので質問しているわけではありませんので、そこは言い添えておきます。

まず1問。そこで、1問目の質問いたします。

令和5年6月1日の入札公告がされた約4か月後の10月6日付で、入札公告変更の公告、これは予算価格に機械設備工事を除くを、最終入札間近い、これ、もう1か月に迫ったこの入札の間近いところで行うということは、一般的に考えても適切ではないと考えますが、その理由と6月1日の入札公告とは、こんなに簡単に打ち消せるのか。入札公告そのものの意味を、また要求水準書には機械設備工事、今言いました空調換気設備工事、給排水衛生設備工事を含むと記載されていますが、この契約時点ではこの内容の変更をされているのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 岩井議員の1点目のご質問にお答えをいたします。

10月6日という時期に変更公告を行った理由については、10月4日の特別委員会と10月6日の全員協議会と本会議の中でも申し上げましたとおり、8月下旬に大阪万博が国策化されたことを主因として、建設市況においては極端な技術者不足と建築価格の急激な高騰という局面に至りました。そして、このまま執行に及んだとしても、入札が不調に終わる状態、つまり公告時の仕様と予定価格の双方を満たす成果を得ることが困難になることが現実的に想定されたわけでございます。そこで、本件整備事業の遅延がもたらす本市における社会的損失の大きさを考慮し、ご指摘の期日に公告の変更を行った次第です。

次に、要求水準書の内容変更も同時にされているのかというご質問でありますが、変更公告の公告時には追加指示書を示しており、つまり要求水準書の変更も行っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子議員） 再質問をさせていただきます。

このように入札公告というものが本当に重要視されるときにありまして、事情は分かります。いろいろ高騰していることや、また人材がどんどん減っていく中で、もっとも価格が上がるという中で、好んでされたのではなく、急遽されたことはよく分かるんですけども、どだいこの入札公告というものはそんなに軽々しくできるもんなんですか。こういう事態であれば、すぐにできるもんなんですか。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 岩井議員の再質問にご答弁させていただきます。

10月の入札公告の変更に当たりましては、市のほうで顧問弁護士への相談もかけながら、慎重に検討を重ね、各種資料をひもときながら内部協議を重ねて検討いたしましたその内容につきまして、市議会先生方全員の構成による特別委員会を急遽開催をいただき、市議全体で真剣にご協議をいただいた、その結果を踏まえて、非常に重みのある変更を行ったというように認識をいたしてございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子議員） 再質問いたします。

入札の予定価格は、市民から不適切な調達を行っているのではないかという疑念を抱かれることがないように、適切な契約を実現するために定められたものであり、またその金額が支給額の上限になることから、適切に設定される必要がありますが、あまりにも乖離のある変更額に対して、多くの市民からも疑念の声が聞かれるのが現状でございます。適当な入札と判断しているこの入札が、本当に適していると判断されている根拠をお願いいたします。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 岩井議員の再々質問にお答えをさせていただきますと思います。

確かに、今回というか、昨秋の予算額は、現計予算に対して24.5%を引き上げるといふ大幅なものでございました。これの理由に関しましては、今さらではございますが、その当時の特別委員会で具体的な数値を示しながら、開示できない他県の病院の実績など

をコンサルタントのほうから精緻に情報を得まして、ここに掲げている金額に定めた、ここに掲げているというのは119億3,300万円、これにはコンサルタントの費用は、入札支援の費用は除いてございますが、を金額として定めたということでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子議員） ちょっと問題はそれるかもしれないんですけども、今、駒井事務部長さんがおっしゃった、今までの発言の中で、私はどうしてもちょっと確認をしたいことがございます。そのことについて申し上げてよろしいでしょうか。いいですか。言われたことについてです。

私がこの予算、入札に対して、この手法について、以前の12月、令和5年第5回の定例会で質問をいたしました。手法についての質問です。そのときにお答えになったことで、私が本当にこれ、どういうことというのは、そのときはあんまり興奮しているというのか、次々、質問せないかんで、分からなかったんですけども、こうして記録を見てみますと、どういうふうにおっしゃっているかといいますと、「10月6日の全員協議会において資料をもって説明をいたしました。2点がそれに当たるわけです。」、その手法ね。「別の公式の会議で既に説明をさせていただいたことですが、さらに改めてご確認をいただきたいと思うことから詳細、もう一度申し上げますと、まず1点目は、第一法規出版社発行の『地方公共団体契約実務ハンドブック』におきまして、現行法では、入札公告の法的性格を従来法の発注者側から受注者側に対する契約の申込みという性格ではない、受注者から発注者に対して、契約申込みを誘引させるための行為といったところに変更いたしておりますことから」、こここのところがもうひとつ、私、何かよく分からないんですけども、受注者がまるで値段を下げてくださいと言ってきたような感じに、私はちょっとこのあたりは取れているんですけども、もう一度言いますと、「受注者から発注者に対する契約申込みを誘引させるための行為といったところに変更いたしておりますことから、公告の内容を変更し、あるいは当該公告を取り消すことについては、これを控除する法的根拠がないので、自由になし得るものと解されます。Q&Aが確認されたところであり、当該著者である地方公共団体契約実務研究会といった組織の信頼性に鑑みて、確証に値すると判断したところでございます。」ということがあるんですけども、この意味合いをこれから契約上のこと私は大切だと思うんです。本当に、私の聞いているのは、こちらからゼロ査定にするようにということで各業者に申し上げたという話は聞いていても、業者のほうから、何かまるで

してくれというような感じの契約になっているのでは、ちょっと納得がいかないんですけども、ここを教えてほしいと思います。

あと1つ、もう一つ、病院整備委員会でも他の議員にも言うておられるんですけども、「我々、通常やっている中で全て顧問弁護士に相談をしているわけではない。全く我々執行部の範疇であり、正当性に全く問題はない。弁護士などに法律相談をするほど、相談を申し上げるまでもない事案である。」と言われているんですね。こんなに大事な大きな問題であるのに、自分たちの執行部の範疇である、だから一々弁護士に相談を申し上げるまでもない事案であるということを言われているんですけど、でも、ちょっとこのこととその2つを、もしご説明いただけたらありがたいんですけど。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 岩井議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

1点目でございますが、「地方公共団体契約実務ハンドブック」のQ&Aをお読みいただいて、いわゆるAの解釈が分からないということなのかなと思うんですけども、確かに非常に回りくどい言い回しがしてありまして、もう数か月のことですので、私もちょっと解釈どうやったかいなと思いつながらになるんですけども。

○17番（岩井智恵子議員） 答えられる範囲で結構です。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） ありがとうございます。

要するに、地方公共団体と発注者のほうが行う入札の公告というものは、以前の従来の解釈については、こちらから事業者に対して契約の申込みを行うというものが入札の公告の性格の解釈の通説であったということなんです。現行法とか現行においては、申込みしてくださいよということをお知らせしているものです。向こう、業者から申し込んでくださいねということをごちからからお伝えしている行為ですよという、そういうことです。そういう解釈に変わりました。だからと、だからしてくださいよという誘引、お誘いをしている、そういうための発表ですよということ。それ、性格が変わりましたよということが書かれていることから、公告の内容を変更し、あるいは当該公告を取り消すことについて、法律で駄目やという明文がない以上、自由になし得るものと解されるでしょうということが、お持ちのものにもそう書いていると思うんですけども、そういうことでございます。それが1点目でよろしかったですか。

もう一点、これは先般の特別委員会で私が発言した内容かと思うんですけども、あく

までも決めるのは執行部であります。最終に判断するのは執行機関、執行部が決めるわけでございます。その判断の糧として、弁護士のご意見を賜って判断するものなのですが、先般申し上げたことは、10月の段階に遠藤弁護士先生のほうから、一定のお答えを頂戴しておって、それに準拠した形で手続を進めてきたわけでございます。そして、追加をするということについても遠藤弁護士先生からは、「2つの前提を遵守すれば違法とは言えないです。」というようなお答えをいただいております。

今回、それを現契約の変更という、民法に基づく契約の中の手続で行うということに関しては、昨日、益川議員のご質問の中で、私のほうからかなり時間を頂戴して、るるご説明をさせていただいたとおり、原則駄目だとされている2つの駄目理由を実態として生じせしめないことが確実、または蓋然性が相当高いということが判断される上においては全く問題がないという判断が、弁護士先生にお伺いするまでもなく、行政内部の判断、当時私は特別委員会で、我々、たくさんお給料かどうかは別にしまして、給料をもらってやっているプロの公務員でございますので、その責任ある判断でしていることが、通常の行政実務の中では大半なんだ。大半なわけなんですね。一々、弁護士の先生に確認を取っているわけではない。今回の契約の変更という部分については、どちらのカテゴリーかという、我々行政のプロの公務員が判断できる範疇にある内容だから、先生には確認をしなかったということを申し上げたつもりではあるんですけども、伝わっていなかったようでございますので、改めて、ご説明をさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子議員） ありがとうございます。

私たちは、先ほども言いましたように、セカンドオピニオン、サードオピニオンということで、それなりに法律、今のこの入札に関してはいろいろ勉強や相談をしている最中なんですけど、それでも本当に結論が出ない。本當ぎりぎりのところというのか、非常に、ああ、これはこうですねという、弁護士さん、そら早く返答をいただいているかもしれないんですけど、私たちが今やっているところは非常に時間をかけておられる。最初に断られたところは皆そんな簡単なもんじゃないと言われたんです。なのに、プロとして、執行部として、何らもう弁護士に言うあれもないと、僕たちの範疇であるというようなことを堂々と言っておられたので、それでちょっと、今後は、やっぱりこういう契約について、そういうふうと言われるのは心外だなと思ったから言わせていただいたんですけど、一応もう

それで終えておきます。その点、ちょっとそういうことを思いながら聞いているのもいるので、よろしくお願ひしたいなと思います。

じゃ、問2に行きます。

問2は、度重なることをたくさん言ったりしておりますので、ちょっと割愛をさせていただきます。

このように、今まで言うてることですね、このように公告変更、さらには入札後に追加工事を発注、またさらには、医療用ガス等特殊な整備には実施設計完了後に競争入札による分離発注をするという目まぐるしい内容のものですが、設計施工一括発注で入札告示したものを今さら分離発注とは、何か他に大きな思惑、あるいは、よりメリットがあるというようなことがあるんでしょうか。わざわざここにまた一般入札を入れ込んでくるというのか、これは、私はちょっと意味がもう一つ分かっていないんですけども、このところは何か他に、この後にいろいろそういうよりいい条件があるのか、何かあるのかを聞いてみたいと思います。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 岩井議員の2問目のご質問にお答えをさせていただきます。

通告の内容をそのまま答弁させていただくこととなりますが、よろしゅうございますか。

○17番（岩井智恵子議員） はい。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 契約の変更という方法を採用するということにつきましては、11月17日の契約後から開始した事業者との設計協議の中などで発注者と受注者が協議をし、契約約款の内容にかなうものとして合意し、決定したということでございます。したがって、議員のご指摘のとおり、確かに当初契約締結後の、かつ変更期日より事前に事業者と取決めをし、先日の契約の変更に至ったということでございます。そういう意味で事前であることは間違いございません。

次に、分離発注を行うということについて、何か大きなメリット、思惑があるのではないかとございまして、ご指摘のとおり、一定のメリットがあるからこそ、このようにいたしました次第でございます。具体的には、人員確保の要因で、主に高騰が見込まれる一般の建設市況の影響を受けにくい医療ガスなど特殊な設備につきましては、今回の契約の変更に含めずに一般競争入札としたほうが、さらなる価格的なメリットを我々というか、発注者側でございますが、ひいては市民でございますが、受けることが可能になるの

ではないかと考えたところでございます。そこまででよろしかったですかね。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子議員） ということは、特に何か大きなメリットは、何か約束事はあるとか、そういうことではなくして、今言われるような理由ですね。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） ただいま申し上げた、まさに理由でございます。

あと、今回契約の変更を行う特別なファクターとしたのが、サブコンがつかまりにくい状況がさらに厳しくなるという理由でございましたので、医療ガス事業者につきましては、例えば万博に医療ガスは必要ないわけでございますから、そこは逼迫していない事業者のエリアなわけでございます。ですから、我々が申し上げている、事業者が逼迫しているという理由に当たらないところまでその理由で変更の契約を行うことは、これは信義に反することであるということで、本当を言いますと、一般競争入札なりを行うということは大変な事務が伴うものでございますから、大変なわけなんですけれども、そこをあえて、まさに正直にここは別にしたという、そういうご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子議員） じゃ、次の再質に行きます。

追加発注金額33億8,445万円が適正であるとして、るる説明されていますが、この金額が適正であるのか、全体として補正予算の枠内といえども、当初予算枠から増額分として予定していた22億6,300万円を超えている点は問題がないのか、また全体の予算額119億3,300万円に収まっているからよいという問題ではなく、追加工事の金額が予算増額分、むしろ22億6,300万円に収まっている必要があるのではないかと思います。お伺いいたします。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） すみません。再質問でございますね。通告はありましたか。

○17番（岩井智恵子議員） 通告はない。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 通告はないんですか。

○17番（岩井智恵子議員） 自由にしてくださって、結構です。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） いえ、どこに書いてあるのか、ちょっと捜しておりましたので、申し訳ないです。十分にメモれていない中で、また漏れがあれば、ご指摘をいただきたいと思います。記憶に残っておりますことで申し上げますと、10月の臨時会の中で増額の補正をお願いした22億いくらがしの金額に、今回の契約を変更することで増やした金額が、はまらないと駄目なのではないかということをおっしゃったように思ったわけなんですけれども、補正予算をご提案させていただくときに24.5%増額のベースにしていたのは96億7,000万円でしたと思います。その後、予算は既に確保されていたわけです。

10月の特別委員会で24.5%、これは結果の割り算で24.5%なんですけれども、補正後の額をどうやって見据えたか、定めたかということをおっしゃったほうがいいかなと思いますので、それを申し上げますと、我々の当初の要求水準書では1万4,850平米という病院の総床面積を要求水準書にそれ以上であってくださいということを書いていたわけでございます。その1万4,850平米の病院を造るのに、この頃の平米単価でいくといくらぐらいかかるという掛け算の話になってくるんですけども、その10月の段階で、我々が準拠したのが、先方、村田議員の一般質問の中にごさいましたけども、75万円から80万円ぐらいの平米単価で近くの県で契約が結ばれたという情報がリアルにごさいましたので、その金額から75と85の平均である77.5万円の平米単価に1万4,850平米を掛けて、115億いくらになるんですけども、これに実施設計と基本設計と工事監理を足しますと、119億3,300万円になるわけなんです。

その、それぐらいの病院の整備費用が最大要るでしょうという形で予算をいただいたわけですね。もともとあった96億7,000万円を分母に頂いた後の119億3,300万円を分子にいたしますと、124.5と、約24.5%増の予算になったと。

もう一つ、秋の特別委員会で申し上げたことが、全体工事費の中に占める機械設備工事費の割合は果たしてどれぐらいだろうなというところなんです。それも複数の過去事例からコンサルタントに、いわゆる比率を算出させましたところ、25から30%ぐらい機械設備工事で占めるだろうということになったわけですね。ですから、先般の特別委員会の資料に基づいた話になるんですけども、その範囲内にどの事業者も機械設備工事の金額が収まっているからと、入札があった当該事業者の82億1,900万円も妥当ですよということになったと。

こちらが伸ばした予算のかさと各事業者が出してくる実際の機械設備工事に要する、額、

かさが、これは一致しない。もともとその前提が違うわけですから、一致しないわけですから、今申されたように、伸びた分イコール今回の変更契約の範疇にならないといけないということにはならないということでございます。フリーハンドで説明をしておりますので、非常に分かりにくいし、申し上げている私もだんだん分からなくなってくるようなことで大変申し訳ないんですけれども、またちょっと書類を見ながら、機会があれば申し上げたいと思います。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子議員） 次、問3なのですが、先ほど村田議員が言われたので、確認だけで結構ですが、全体で119億3,300万円が令和5年10月6日の補正後、債務負担予算限度額の範囲と説明されていますが、周りを取り巻く現況を推察いたしますと、分離発注を含め、もっと増額になるのではと懸念いたしておりますが、その債務負担限度額の変更は、さっき、さらにあるか、お伺いしますと。これは村田議員のところで言われたので、最終、そこをまとめるようにするということですが、それでいいですか。そのまま。すみません。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 岩井議員の3点目のご質問にお答えいたします。

ご懸念いただいております工事費につきましては、令和5年6月の当初にもご説明申し上げましたとおり、物価高騰などによる物価スライドは必要でございます。その分については、適切な計算結果に基づき対応していく必要がございます。ただし、そういったことに備えて、VEやCDと、バリューエンジニアリング、コストダウンということでございますが、を検討して、基本設計の中で、金額のあらかじめの抑制に努めているということでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子議員） 再質問ですが、本事業においては、資材や人件費の高騰により、当初の予定価格92億3,700万円が不当であることが契約担当者において明らかになっているにもかかわらず、本来あるべき価格の総額である115億円に当該予定価格を修正することなく、当初の予定価格を維持したまま一般競争入札を強行したことは、やみくもに病院整備を急ぐための契約として、私には映っておりますが、いくら状況が悪

いからといっても、ちょっと理解しにくい点がありますが、お伺いします。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 岩井議員の再質問についてでございますが、すみません、非常に緻密な内容を再質問いただきましたことから、全部正直、1件、1文章だけで理解できておらないんですけれども、お伺いをされていることは恐らく、忖度して申し上げますと、もともとの予算額では足りひんかった、そういうことですね。足りひんかったので、それを補正したことが急ぎ過ぎではないかということをおっしゃっておられるということによろしいんでしょうか。足りないということだから、実際、足らなかったんですね。契約の内容を見ますと、実際足らなかったから、今回の予算額まで引き上げたということでございます。

それには、引き上げる趣旨について、市議会で予算をいただくときに、市長のほうから提案理由の中で申し上げて、加えて、特別委員会の中でその根拠、そう判断した理由などを資料でもってご覧いただいておりますから、不当な手続でやみくもに予算を提案したという認識はございません。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子議員） ちょっと言い過ぎたかもしれないんですけれども、本来入札価格というのは本当にその工事ができるというもとので交わされるもんだと思っているので、このように二転三転して、短な時間で上げたり、ゼロ査定にしたり、こういうふうに行っている中で、中の人には分かっているのにあえてそれをやってということはちょっと私には分からない。説明を受けているにもかかわらず、ちょっと理解をしていませんでしたので、まあいい。分かりました。

では、第4問に行きます。

前川病院事業管理者にお伺いいたします。ある協議会の席上で、質問者から前川病院事業管理者に対して、「市長選挙を控え、市長が替わることがあった場合は、この契約は破棄されてしまう契約なのか。」との質問がありましたが、それに対し、前川病院事業管理者の答弁は次のような内容でした。「今回契約をしたのは、市ではなく、私がしております。市とは独立した地方公共の事業体として、私が契約をしております。ということは、市長が替わったとしても、私が替わらなければ、私に不備があって罷免されたりすれば別ですが、何も問題がなければ首にできませんので、私を替えるのは、市長が替わってもできません。」

と答弁しておられますが、今も考えにはお変わりはないでしょうか、お伺いします。

○議長（山本 剛） 前川病院事業管理者。

○病院事業管理者（前川 聡） 岩井議員の4問目のご質問にお答えいたします。

昨年12月8日の守山野洲医師会の役員との懇談の場の終盤に、ある理事の先生から、「早く造ってほしいと思っているが、市長や議員が選挙で変わり、また駅前になるなどして、今の契約が破棄されることはないのか。」とご心配をいただいたことに対して述べたことです。私の考えではなく、地方公営企業法の規定を基に申し上げたことであることから、変わるかどうかというご質問には当たらないものです。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子議員） では、第5問、今の前川病院事業管理者の発言について、市長の見解をお伺いします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 5問目のご質問にお答えをいたします。

病院事業管理者の発言のとおりでございます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子議員） 次に行きます。

市長は、イベント等のご挨拶でも、市民病院整備は「病院が主体となり、病院事業管理者のもとで粛々と進んでいく。」と言われていますが、何か市長のその言葉がしっくりきません。無論病院運営に関しては、医療専門関係者が担うのが一番だとは思いますが、病院整備事業に関しては、やはり市民病院の設置者は市長自身であり、一步引いているような無責任な発言に聞こえてなりません。市民も納得いかない方がいらっしゃいます。市長が任命権者である病院事業管理者が、医師でありながら、病院運営から医師の獲得まで担いながら、また新病院整備の責任を市長以上に担おうとされているのは間違いではないかと思っております。いずれも福山病院長の存在なくして成り立たない現状であります。議会への提案権を持っておられるのは市長であり、任命権者として市長のご意見を、これに、こういったことに、これから思っておられるご意見を、見解をお願いいたします。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 岩井議員の6点目のご質問にお答えいたします。

まず、「病院が主体となり、病院事業管理者のもとで」という私の発言については、地方

公営企業法第9条第1項第8号の規定により、契約事務は、病院事業管理者の権限に基づいて行われるという客観的事実を申したまでです。それ以上でも以下でもございません。

また、病院事業管理者が病院整備事業の責任を市長以上に担おうとされているのは間違いではないのかという点ですが、病院事業管理者は、その職責の範囲において、ご指摘の福山病院長も含め、多くの補助職員と協力して、大変な病院運營業務を適切に執行していただいていると認識をいたしております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子議員） ありがとうございます。

前川事業管理者の発言が、私はちょっとあのときはショックだったんですけども、ここまで思い詰めておられるのかなというのと、市長が替わっても何ら僕は関係ないと、首にされない限りは、次の新しい市長にでも自分があれするところまでちょっと追い詰められてはるのかなと思ったんですけども、最初に自分が受けられたときからこういう内容、病院のことはせんならんということは、これは私も聞かされているので、それは承知しているんですけども、市長が何かの話のときにいつも、前川管理者のもとで、もとでと、そういうふうに言われるので、いや、そうじゃないやろう、市長ももう一つその上で、やっぱりしっかりと執行部もやってくださっていますけども、市長の責任というのはいつも付きまとう重大なものですので、それを言うなら、市長も自分の言葉で、やっぱり僕も担っているんだという一言があったらいいなと思ったので、このことを言わせてもらいました。

では、次に行きます。

○議長（山本 剛） 市長。

○市長（栢木 進） 別に反論するわけやないんですけど、前川管理者は一生懸命やっただいております。無責任なことではございません。やはり、病院事業管理者という方がおられて、病院の専門的なことについて一生懸命やっただいておる。全体に関しての責任はもちろん私も担うということでございますので、別に逃げはおりませんので、その辺をご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子議員） 失礼いたしました。

では、問7、市民病院整備事業の総費用は出されていません。その中で年間1,700

万円余りの運営費が見込まれている無料のシャトルバスやデマンドタクシー等の運営に関して、運転手不足や高騰などによる予算変更など、また他にもいろいろ、今もふつふつと色々な予算が上げられる気配があるかと思うんですけれども、今、そういうものが上がっているようなものはないか、お尋ねします、事務部長。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 岩井議員の7点目のご質問にお答えをさせていただきます。

議員がご心配されておられますとおり、建設市況だけではなくて、バス等の運転手の確保も困難になっていると承知をいたしております。それがゆえに人件費も基本計画の際に試算した額よりも一定は引き上がっているだろうというように考えております。ただ、令和4年5月、この計画の一番最初の特別委員会でお示ししたとおり、今の病院事業会計の経費で支出をいたしております周辺駐車場の借り上げ費用と、現病院が狭隘であることからスタッフ休憩などのために借り上げをいたしております周辺の2つのアパート物件の借り上げ費用、これらの合計が年間2,400万円に及んでございます。これは丸々経費になりますけれども。そういったところから、よほどの高騰がない限り、今、ご指摘を特にいただいている通院交通手段の確保については、今申し上げた経費の範囲で実施できるのではないかなというふうに見込んでおります。

ご指摘のとおり、他にも、電気代は幾分ましになりましたけれども、そういった日々の経費は、この世界が戦争の中にあるわけでございますから、そういった原油高の影響、政府の補助はございますけれども、そういったところで上がってございますし、経済対策、あるいは日本の経済の底上げのために政策的に行われている賃上げ、あるいは価格の引き上げなどもあろうというように考えておりますが、そういったところから、様々なところで、これはいろんなところで費用は当然、年々かさんでいくことは間違いないというふうにご考えてございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子議員） 今言われましたように、非常に厳しい状況がこれからもなお続いていきますし、テレビでも見ておりましたら、給料は大手は上がるかもしれないけれども、やはり中小企業だとか小さい企業ではなかなか給与が思うように上がらない中、物価はもうどんどん上がっていくという、こういう、今、状況になっております。ですか

ら、本当にこのデマンド交通にしても、シャトルバスにおいても、これからいっぱいお金が要ってくると思いますので、その分、やはり駅から遠い分、そういうことは今までにないことで経費が要ってまいりますので、そやから、私も余計、今後市民に負わす血税、税金を思うと本当にちゃんとしないと、これはもう目に見えて、本当、住民が少なくなっていく中で、そしてなかなかお給料も上がらない中で、本当に税収が少なくなってくるのは当然ですね。そういう中でこの病院のこういった経費がどんどん上がっていくという、ずっとこれから払い続けるんです。完成だけが手をたたき喜びじゃない。これからがまだもっともって考えていかないと、本当に大変なことになるなというのを私は思っておりますので、こんなにいつも反対して、邪魔ばかりしてと思っている方もいらっしゃるんですけど、やっぱりこういうことも言う議員もないとあかんと私は自分で思っております。

最後、問8です。

最後に、市道市三宅小南線で、駐車場出入口の右折だまりは、前からずっと言っているんですが、市民病院建設だけでなく、国スポ・障スポ開催も、相当交通停滞が予想されます。当初から、今も言っています、質問してまいっておりますが、その後の検討内容、進捗状況についてお伺いたします。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 岩井議員の8問目のご質問にお答えをさせていただきます。

市道市三宅小南線の右折だまりにつきましては、現時点まで特に進捗はございませんが、病院事業としては、現行の野洲病院や野洲市役所においても、特に右折だまりは設置していないことや平行する大津湖南幹線が開院までに開通することから、開院以降に設置について検証をしていくことが妥当ではないかと思料いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本 剛） 岩井議員。

○17番（岩井智恵子議員） ということは、このことについてはあまり触れられていないとか、湖南幹線もできる中で、大分交通量が減るだろうという予想があるということですね。

それから、もう一つ言いたいですけど、いつも本部の方、執行部の方は、駅から6分6分と言わはるんですけど、健康な人を連れてくるんじゃないんです。やっぱり、車椅子だとか、杖。そういうふうな方がほとんどだと思えますよ。体の具合の悪い方が、やっ

ぱり乗られる中で、そんなにびゅーっと行けるものでもなし、健常者を乗せているわけではないので、そこらのあんまり6分6分というのは、私、自分も走ってみましたけど、何もなくてそうですよ。これ、混んできたら、そんなわけにもいかないの、あまりその表現は、私はよろしくないと思いますが、ありがとうございます。

○議長（山本 剛） 駒井病院事務部長。

○市立野洲病院事務部長（駒井文昭） 最初、再質問かと思った部分についてご答弁をさせていただこうかと思いますが、ご指摘のとおり、周辺の大きな交通環境が変わった後に開院になりますので、それを見極めてから、右折だまりが必要なのかどうかという、その辺の見極めはその段階でも全く遅くないというように考えております。

万が一ですけれども、開院の当初、それが無いがゆえに混雑したといたしましても、道路の交通整備というもの、施設の整備も全部そうですけれども、あらかじめあらかじめということがかなえばいいんですけれども、やはり対応型になっていくものもあるわけですから、経済的な合理性を考えましても、現実を確かめてから、必要ならば、真摯に対策を打っていきたいというように考えておりますのと、病院の患者のピークは9時直前ぐらいから増えかけるんですね。これは、実は私、以前Aブロック病院の担当をしておりまして、駅前の混雑のピークと病院のピークは重ならないということの調査をいたしました。そのときに明らかになったことですし、今の、ここに勤務しておって、野洲病院に勤めておっても思うんですけれども、8時半とか、一般的に市内の道が混む通勤ラッシュの間と病院の通院のピークとは明らかにずれているということでございます。

それと、もう一点、お伺いというか、ご指摘いただいた駅6分ということですが、皆さんが着座され、ドアを閉めてから病院の玄関のところに着いてドアを開けるまでの時間が、約6分と試算してございます。議員おっしゃるように、当然、乗り降りもゆっくりしかできない方もたくさんおられる可能性がありますから、乗車に必要な時間を見込んで、実質6分のルートではありますけれども、1時間に10本じゃなくて3本にしていると、そういうことでございます。乗り降りの時間も当然勘案しているということでございますので、ご理解いただきたい。

○17番（岩井智恵子議員） ありがとうございます。

終わります。

○議長（山本 剛） お諮りいたします。

本日の会議はこれにとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本 剛) ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、明8日は午前9時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。(午後4時18分 延会)

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和6年3月7日

野洲市議会議長 山 本 剛

署 名 議 員 橋 俊 明

署 名 議 員 岩 井 智 恵 子